

# 商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

- 1 日時  
平成30年3月1日（木曜日）  
午前10時開会、午後4時55分散会  
（うち休憩 午前11時15分～11時24分、午後0時～午後1時1分、  
午後2時54分～午後3時7分）
- 2 場所  
第3委員会室
- 3 出席委員  
城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、  
高橋孝眞委員、ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
上野担当書記、中村担当書記、安藤併任書記、岩渕併任書記、千田併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 労働委員会事務局  
桐田労働委員会事務局長、小笠原審査調整課総括課長
  - (2) 文化スポーツ部  
上田文化スポーツ部長、泉副部長兼文化スポーツ企画室長、  
畠山文化スポーツ企画室企画課長、中里文化振興課総括課長、  
工藤スポーツ振興課総括課長、木村ラグビーワールドカップ2019推進課総括課長
  - (3) 商工労働観光部  
菊池商工労働観光部長、藤澤副部長兼商工企画室長、  
押切参事兼産業経済交流課総括課長、八重樫雇用対策・労働室長、  
戸館ものづくり自動車産業振興室長、阿部商工企画室企画課長、  
高橋経営支援課総括課長、高橋産業経済交流課地域産業課長、  
平井観光課総括課長、高橋雇用対策・労働室雇用対策課長、  
鎌田雇用対策・労働室労働課長、  
藤田ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、  
瀬川ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長
  - (4) 教育委員会

高橋教育長、今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長、  
鈴木教育企画室企画課長、佐々木教育企画室特命参事兼予算財務課長、  
佐々木教育企画室学校施設課長、永井教職員課総括課長、  
荒川教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
梅津教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、小久保学校調整課総括課長、  
鈴木学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、  
藤澤学校調整課高校改革課長、菊池学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、  
中島学校教育課首席指導主事兼総括課長、  
佐野学校教育課首席指導主事兼義務教育課長  
佐藤学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、  
佐々木学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長  
荒木田保健体育課首席指導主事兼総括課長、  
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、  
鎌田生涯学習文化財課文化財課長

(5) 総務部

高橋副部長兼総務室長、佐藤総務室特命参事兼管理課長、  
松本法務学事課総括課長、岡部法務学事課私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

4名

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

議案第67号 平成29年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第3項 労働委員会費

(2) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

議案第67号 平成29年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

第2条第2表中

第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

第3条第3表中

2変更中 1

(3) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第66号 地方独立行政法人岩手県工業技術センター一定款の一部の変更に  
関し議決を求めることについて

イ 議案第67号 平成29年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費(第3項除く)

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第4項 商工労働観光施設災害復旧費

第2条第2表中

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第4項 商工労働観光施設災害復旧費

ウ 議案第72号 平成29年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)

(4) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第67号 平成29年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

第11款 災害復旧費

第6項 教育施設災害復旧費

第2条第2表中

第10款 教育費

第11款 災害復旧費

第6項 教育施設災害復旧費

第3条第3表中

2 変更中 11

イ 議案第104号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(5) 総務部関係審査

(議案)

ア 議案第65号 公立大学法人岩手県立大学定款の一部の変更に關し議決を求めることについて

イ 議案第67号 平成29年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

9 議事の内容

○城内よしひこ委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付してあります日程により会議を進めてまいります。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第67号平成29年度岩手県一般会計補正予算(第6号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小笠原審査調整課総括課長 議案第67号平成29年度岩手県一般会計補正予算(第6号)中、労働委員会関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その4)の7ページをお開き願います。5款労働費のうち3項労働委員会費が労働委員会関係の予算であります、158万1,000円減額しようとするものであります。

便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の135ページをお開き願います。1目委員会費は委員会の運営に要する経費であります、執行見込み額を踏まえた整理により4万2,000円減額しようとするものであります。

次に、2目事務局費は、事務局の管理運営に要する経費であります、同じく執行見込み額を踏まえた整理により153万9,000円減額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 せっかくの機会ですので、今年度の労働委員会の取り組みの状況について示していただきたい。

○小笠原審査調整課総括課長 平成29年度の委員会の取り組みでございますが、まず定例総会を毎月1回2月までで9回開催しています。

そのほか、事件といたしましては、不当労働行為事件が1件、個別あっせんが2件ございます。

事業といたしまして、毎月1回、委員による無料労働相談会を開催しております。

また、委員による出前講座を平成29年度は10回開催しております。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議がないようですので、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。

労働委員会関係の皆様は退席をされて結構です。

次に、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第67号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費のうち文化スポーツ部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第2款総務費のうち文化スポーツ部関係及び第3条第3表債務負担行為補正中、2変更中1を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○泉副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第67号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第6号）のうち文化スポーツ部関係の予算について御説明を申し上げます。

議案（その4）6ページをお開き願います。2款総務費56億6,223万3,000円の増額のうち8項文化スポーツ費8,718万3,000円の減額補正であります。補正の内容につきましては、お手元の予算に関する資料により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明させていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する資料の98ページをお開き願います。2款総務費、8項文化スポーツ費、1目文化スポーツ総務費の右側の説明欄の一つ目、管理運営費は、職員の人件費などありますが、教育職給料表を適用する職員の人件費につきまして10款教育費を減額し、2款総務費に計上する整理を行うほか、職員の人件費の確定等に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

続きまして、2目文化振興費の3番目、郷土芸能復興支援事業費補助は、郷土芸能団体

等への活動再開への支援を行うものでありますが、補助金交付申請の実績がなかったことから所要の補正をしようとするものであります。

99ページに参りまして、上から6番目、県民会館施設整備費は、岩手県民会館の耐震補強工事等を行うものでありますが、事業費の確定に伴い、所要の補正をしようとするものであります。段の1番下に参りまして、平泉文化遺産ガイダンス施設整備事業費は、平泉の文化遺産ガイダンス施設の整備に係る基本設計等を行うものでありますが、事業費の確定に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次の3目スポーツ振興費の7番目でございます。体育施設設備整備費は、県営スポーツ施設の改修工事等を行うものでありますが、事業費の確定に伴い、所要の補正をしようとするものであります。4つ下の体育大会開催、派遣事業費は、国民体育大会、東北総合体育大会への選手団の派遣等を行うものでありますが、事業の実績見込みにより所要の補正を行うものであります。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。議案（その4）にお戻りいただきまして、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表でございますが、当部の所管区分は12ページをお開き願います。8項の一番上でございます。文化スポーツ費2,296万9,000円を翌年度への繰り越しを行おうとするものであります。これは、県民会館施設整備費について工法の検討に不測の日数を要したことから、翌年度に繰り越して実施しようとするものであります。

続きまして、債務負担行為について御説明を申し上げます。同じ議案（その4）24ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正でございますが、当部所管は25ページに参りまして、2、変更の表中、事項欄1、平泉文化遺産ガイダンス施設整備事業であります。これは、施設整備の基本設計及び実施設計について、平成29年度と平成30年度との事業費の配分の変更に伴い、債務負担行為の限度額を増額しようとするものであります。

以上で文化スポーツ部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 2款8項2目、文化振興費の中の郷土芸能復興支援事業費補助、先ほどの説明だと交付申請の実績がなかったために減額ということですが、2分の1補助で予算が1,000万円なので、当初は2,000万円ぐらいの事業を見込んでいたのかということがこの中から見えるのですが、最初に事業を考えたときに何団体か候補があったはずだと思うのです。その団体から交付申請がなかったということは、何が原因だったのかといった検証をされているのかという点をお聞きしたいと思います。

○中里文化振興課総括課長 郷土芸能復興支援事業費補助でございますが、この事業につきましては、被災地で、郷土芸能を復興、復活させるために必要な山車の収納庫や用具にかかる費用を、市町村が補助するものの2分の1を補助するもので、1,000万円の予算で、県の補助限度額が250万円、4団体の採択を想定しておりました。予算要求の段階で市町

村に調査をしましたところ、3団体の希望があるということで、その3団体分と、あとは追加があったときのために4団体分の予算措置をしたところとございました。そうしたところ、その3団体につきましては、山車等の収納庫の設置を予定していたところなのですが、ことしの補助に間に合うように、その収納庫を設置する場所の土地造成ができず、少しおくれるということで今年度の補助金交付申請に至らなかったと把握しております。その団体につきましては、来年度交付申請があるものと把握しております。

○**ハクセル美穂子委員** わかりました。では、その団体に関しては、来年度で同じような形で申請が出てくると思っておけばいい。郷土芸能団体によっては2分の1の補助以外の分を自分たちで捻出しなければいけないなどが大変な部分もあるのかと。任意団体でやっている場合に、きちんとしたお金のやりくりなどをやられている団体はいいのですけれども、そうでないけれども残すべき団体なども本当はあるのではないかと考えていますので、そういったところの支援も今後考えながら、引き続きやっていただきたいと思います。

○**斉藤信委員** 文化スポーツ総務費、管理運営費が約1億7,900万円増とあります。人件費のようですが、これは当初の見込みより人員配置がふえたということなのか、もう少し詳しくこの管理運営費の増の内容について示していただきたいと思います。

○**畠山企画課長** 今回約1億7,900万円、人件費の増になっておりますけれども、構成といたしましては、今年度当部ができ上がったわけですが、1つは教育職給料表を適用する職員がおりまして、当初10款の教育費に計上していた職員分の予算を2款総務費に整理させていただいたということが1点。

それから、年度途中にラグビーの関係で3名ふえておりますので、その増員分がアップしているということと、年度中の人事異動で、年齢の構成等により若干の人件費の増額があり、それを含めまして約1億7,900万円余という内容になっております。

○**斉藤信委員** 教職員の人員は、最初から配置されているとすれば、途中からそれがふえたというのは、私は少しおかしい話ではないかと思えます。その他の人員増はそのとおりだと思いますが。これは指摘だけにとどめておきます。

次に、第2項文化振興費で県民会館施設整備費が1億3,396万円の減額なのです。補正前は2億7,794万円で、半分になっているわけです。事業費の確定に伴う減額だったら見込みが余りにもずさんだったということになりませんか。何で半分近い減額になったのか。

○**中里文化振興課総括課長** 県民会館施設整備費の補正の主なものにつきましては、工事内容の精査に伴いまして、設計額が当初予算と比較して大幅に減額になったこと、入札実績により減額になったこと、あとは並行施工中のアスベスト除去工事の進捗に合わせる必要がありまして、当初予定をしておりました平成29年度分の出来高割合も下がったことにより、減額となったものでございます。

○**斉藤信委員** 事業費の確定に伴いとなっているのです。繰り越しではないのです、事業費の確定ですから。当初2億7,794万円が1億4,397万円になるのです。減額と同じぐらいの事業費で済むということなのです。だから、当初の見込みがずさんだったのではない

かと。2割とか3割ぐらいまで減るのはあると思うけれども、半分近くまで事業費が減額されるということは見込みが甘かったのではないですか。そこを聞いているのです。

○中里文化振興課総括課長 県民会館施設整備費につきましては、平成29年度と平成30年度で耐震補強工事につきまして2カ年の事業として債務負担行為の設定をさせていただいているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、当初予定をしておりましたものより、平成29年度分の出来高割合が下がったことによりまして、平成29年度分は減額をさせていただいたところですが、平成30年度におきまして、工事を引き続き行うものでございます。

○斉藤信委員 質問と答弁がかみ合わないのだけれども、平成29年度の事業が平成30年度に繰り越されるというのであればわかるのですが、違うでしょう。事業費が確定したので半分に減ったという説明です。だから、そのことを私は聞いているのです。恐らく平成30年度は平成30年度の事業費があるでしょう。繰り越しと違い、平成29年度にやろうとしていることと平成30年度にやろうとしていることには関連がないでしょう。

○中里文化振興課総括課長 先ほど繰越明許費につきましても御説明をさせていただいたところですが、工事費と委託料の繰り越しがございます。一つは、吸収式冷凍機分解点検整備工事につきまして2度の入札不調がございましたことから、契約が予定よりおくれまして、1,455万9,000円を繰り越すものがございます。もう一つ、アスベスト除去工事の調査に時間がかかったことから、その着手が当初の予定よりも遅くなり、その前の耐震補強工事に影響いたしまして、耐震補強工事の着手にずれ込み、合計額、耐震補強工事につきましては841万円繰り越しを行うものがございます。

○斉藤信委員 1,445万円と840万円そこそこということはわかりましたけれども、私が言っている大枠のところは変わらないわけですよ。だから、もっと正確に聞きたいのですが、この県民会館施設整備費は総事業費が幾らで、その総事業費は今回の補正後に減るのか、それとも変わらないのか、どうなのですか。

○上田文化スポーツ部長 大変恐縮でございますが、お時間をちょっといただいて精査させていただきたいと思っております。ただ、全体の枠組みといたしましては、総事業費に大きな変動はございません。さまざまな事情がございまして、平成29年度施工分については事業費は落ちた。ただ、全体事業費はほぼ変わりませんので、その分平成30年度が膨らんだといった内容で今回の補正になったと承知しております。詳細の数字については恐縮でございますが、またお話をさせていただきます。

○斉藤信委員 予算説明の議会資料でも、事業費の確定に伴い補正となっております。私は、事業費の確定というのだったら余りにも減額の幅が大きかったということを指摘しました。では、後で正確にお知らせください。

その次に、若者文化振興事業費、これは68万2,000円の減額なのですが、この若者文化振興事業費は、今年度どういうものにどう使われているのかを示してください。

○中里文化振興課総括課長 若者文化振興事業費についてでございますが、若者文化振興

事業費は、いわて若者文化祭 2017 の開催に 1,125 万 2,000 円、いわて若者文化祭出演団体の県内イベントへの派遣に 35 万 1,000 円、若者文化祭におきまして映像文化のワークショップを実施をいたしまして、その実施分が 99 万円、若者文化関連の地方でのイベントを行う場合の補助に 400 万円、そのほか事務費が若者文化振興事業費の内訳でございます。

○齊藤信委員 そのいわて若者文化祭というのは、盛岡城跡公園を舞台にしてやられているものですか。どういうものですか。それと、いつから行われているのですか。

○中里文化振興課総括課長 いわて若者文化祭でございますが、今年度で 4 回目にして、主にプラザおでつてを会場に、またその向かいにあります岩手銀行中ノ橋支店の赤レンガ館、あとはもりおか歴史文化館の前の広場を活用しまして、若者文化、音楽、ダンス、郷土芸能などに取り組む若者の発表なども行いまして、広く若者の活動を発信しているところでございます。

○齊藤信委員 わかりました。

では、最後ですけれども、平泉の文化遺産ガイダンス施設整備事業費で、補正では 2,100 万円の減額になって、債務負担行為では 4,700 万円から 7,400 万円の増額。これは、施設整備費の総事業費は変わらないと見ていいのか、減額分が平成 30 年度にずれ込んだということでしょうか。

○中里文化振興課総括課長 平泉のガイダンス施設の整備事業費でございますが、基本設計分の出来高が、今年度に上がらなかったということで、その分を平成 30 年度当初に計上したものです。合わせまして、施設面積につきまして基本計画を策定する段階でもろもろの精査を行ったところ、面積の増がございましたので、その設計委託費 749 万 5,000 円が増額となるものでございます。

○泉副部長兼文化スポーツ企画室長 先ほど県民会館施設整備費に係る全体事業ということでしたので、御答弁させていただきます。

先ほど委員から、補正額が余りにも多過ぎるのではないかという御指摘がありましたが、予算額は当初この県民会館の工事費で 4 億 8,156 万 2,000 円を計上しております。同じくアスベストの除去工事を実施してございまして、その工事の進捗に合わせて、それから現場で精査した結果、工事費が当初と比較しまして大幅に減額となりました。これが全体で 38.7%の減額、額にして 4,800 万円ほどの減額となっております。これによりまして、設計額が 3 億 1,396 万円 5,000 万円に下がります。全体で 30%ほど工事費が減ったということになります。

この工事費につきまして、今度は年度割をいたしました。平成 29 年度と平成 30 年度の年度割が、当初平成 29 年度では 1 億 4,000 万円を見込んでおりましたが、変更に伴いまして 1,881 万 7,000 円と 86%の減額となっており、合わせまして今回の補正額が 1 億 3,300 万円ということになります。ちなみに、工事費の全体額は設計額が 3 億 1,963 万 4,000 円、契約額が 3 億 1,396 万 5,000 円で請負率は 98.2%となっております。

○高橋孝眞委員 給料が増額になっているのですが、先ほど 3 名途中で増員になったとい

う話がありましたが、計画した当初の文化スポーツ部としての定員は幾らで、途中何人増員があつて、最終的に何人になったのか。当初は定員を満たしてあるのかどうかを教えてくださいたいと思います。

○**畠山企画課長** 当初予算を編成する際に検証した人員につきましては行政職 61 名を見込んでおりました。そして、今回部が移管になりまして、教育職の 17 名の分を足しまして、合計が 78 名ということで予算を組みましたが、今回 80 名の現員ということで、2 月補正を組ませていただいております。ラグビー関係の 3 名が途中追加になりましたが、欠員が 1 名ということで、計算上は 2 名分の追加ということになってございます。

○**高橋孝眞委員** 当初で何人プラスになって、最終的に何人かと、4 月 1 日時点で欠員があつたのかなのか、最終的に現在は欠員があるのかなのか。

○**上田文化スポーツ部長** お尋ねの趣旨は承知をいたしました。4 月の段階で定員が幾ら、そして欠員があつたかどうか。そして、その時点での現員がどうか。それから、年度途中での増員があると御説明を申し上げましたので、そこで幾らふえて、あるいは減つて、今現在どのくらいの人員でやっているかという御質問の趣旨かと存じます。今資料がございしますが、錯綜した部分がございますので、少し御時間を頂戴して、また御説明をさせていただきますと思います。

○**高橋孝眞委員** それをきちんとわかっていることを前提に補正をしているはずですよ。それを、今答えられないというのはおかしい話ですよ。疑問に思ったのは、あす補正が決定すると、予算が 9,820 万円ということになるのですが、途中足りなくなつたのかと感ずるので、その点についてはどうなのか。

○**畠山企画課長** 今の途中で足りなくなるのではないかという点につきましては、10 款のほうからの配当替で対処しておりましたので、足りなくなつておりません。

○**高橋孝眞委員** 予算の概要はわからないのですが、別なほうから流用しているから足りなくなつたというような意味合いになるのですか。

○**畠山企画課長** なかなか言葉の使い方が難しいのですが、流用ということではなく、当初予算を確保するとき、教育職の方々の予算につきましては教育費の 10 款で確保いたしました。それを我々の総務費のほうに配当を変えて、その分をここまで使わせていただいた。それを今回の 2 月の補正の段階で整理させていただくという流れでございます。

○**上田文化スポーツ部長** 質問が何度にもわたつて大変恐縮ですが、人事費につきましては、それぞれの職員一人一人に給与支給のための款項目節が張りついております。当初の場合には、総務費の科目が張りついた職員と、教育委員会の 10 款の科目が張りついた教育職員がいたと御理解いただきたいと思います。文化スポーツ部では、それぞれ違う科目から人件費が払われていたということでございます。

ただ教育職員の分、教育費を払つた分の方々も本来は総務費、いわゆる文化スポーツ部が属するところの科目で払うべきではなかつたかという議論がありまして、今回 2 月補正の時期に合わせまして、まとめて整理させていただいたというものでございます。したが

いまして、教育職員に関しては、一旦教育費で人件費を出しておりますので、今回の補正に伴い、今まで出した人件費の科目を変えて、総務費で実際に払ったという整理を最終的にさせていただくというものでございます。流用ということではなく、そもそもある科目で払っていたものを、合理的な科目に変えようということでの補正と御理解いただければと思います。

○高橋孝眞委員　そういう使い方をするとということ自体を初めて知ったのですけれども、そもそも変えないのであればわかるのですが、途中で変えるのだったら、そういう整理をきちんと補正でやってから変えればいい話ですよ。でも、今変えようとしているのですよね。過去の分を整理しているわけですよ。だったら、使う前にやるべきじゃないかということ。使ってしまった後からおかしいから、気づいたから変更するというやり方はあり得ないのではないかという意味です。

○上田文化スポーツ部長　御指摘の趣旨はよく理解いたしました。間々こういったケースはあるのですが、通常6月、9月、12月に補正の時期がございます。12月にも人件費等を補正するのですが、やはり年度途中ではやらずに、2月にトータルで整理をするという仕方をやるのが多いでございます。今回のケースにつきましても、年度の初めの段階でこの状態がわかっておりましたので、いつ整理をするかということをお協議させていただきました。それで、担当部局の総務部といろいろと調整をさせていただいて、補正の時期は2月ということに決まりまして、今回御提案をさせていただいているというものでございます。決して今までわからなくて今やるということではなく、2月補正で整理をしようということで年度初めから進んでいたということでございます。

○高橋孝眞委員　きちんと年度当初に整理をして予算を組むべきで、年度初めにわかっているものであれば、最初から整理をして提案をすべきことだと思うのです。それをわかっていたけれども、2月補正でやりますからいいでしょうというのは、ごまかして予算計上していたことになると思うのです。これから考えていくべきことだと思うのですが。

それで、定員の関係についてはわかりましたか。

○泉副部長兼文化スポーツ企画室長　平成29年度当初予算におきまして、定数は78名を見込んでおりました。そのうちラグビー関係で3名ふえましたが、年度当初は欠員が1名ございましたので、現在は80名となっております。

○高橋孝眞委員　当初は欠員がなかったということですか。78名の定員に対して。

○泉副部長兼文化スポーツ企画室長　欠員が1名ございました。

○高橋孝眞委員　当初からあったということですか。

〔泉副部長兼文化スポーツ企画室長「はい」と呼ぶ〕

○齊藤信委員　今の説明の、定数が予算計算上78人だったというのは、私は間違いだと思うよ。今度の補正で、1億7,000万円、19人分ふやしたんでしょう。だから、定員は78名だったけれども、教育職員は教育費の別枠だったときちんと説明しないと。これだけ混乱しているときに、混乱させるような説明してはだめだよ。

〔泉副部長兼文化スポーツ企画室長「はい」と呼ぶ〕

○郷右近浩委員 ラグビーワールドカップ 2019 の開催準備費の 581 万 4,000 円の減額補正ですが、これはどのような形で減額になったかについてお知らせいただきたい。というのは、これまでの委員会の質疑では、釜石市と一緒に実行委員会を組んで進めていくといったことでしたが、県庁内で約 580 万円を使わなくなったのか、どのような形で減額なのか。当初では 6,500 万円の予算がついているのですが、県庁内でやるべきこと、そしてまた実行委員会でやるべきこと等いろいろあると思います。これまでの質問してきた中では実行委員会で決めていくという話だったので、この整理の仕方等を教えていただければと思います。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 ラグビーワールドカップ 2019 開催準備費に係ります 2 月補正 581 万 4,000 円の理由でございます。事前キャンプに関する知事のトップセールスを平成 29 年度予算に盛り込んでおりましたが、釜石市で 2 試合行いますが、釜石市での試合の対戦の発表が 11 月となりまして、その時点でフィジーしか出場チームが確定しなかったという事情があり、この知事のトップセールスを見合わせるということで、旅費と委託費 572 万 3,000 円を減額させていただいたところでございます。あと、9 万 1,000 円については、使用料を使用しなかったことによる減額となっております。平成 30 年度の予算案にはこの知事のトップセールスについて引き続き検討が必要であるということで、旅費と委託料を計上させていただいているところでございます。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議がないようでありますので、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

議案の審査を終わります。この際、何かありませんか。

○郷右近浩委員 先ほどの続きになりますが、新年度の予算で 6,500 万円、ラグビーワールドカップの予算がついていますが、これは負担金という考え方をすればいいのですか。というのは、この前実行委員会であつていくといったような話をされておりましたので、これは実行委員会への負担金としてやるのか。また、先ほどの説明の中で平成 30 年度にも知事のトップセールスの予算を入れているということではありますが、この割合がどのような形になってくるのかお知らせいただきたいと思います。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 平成 30 年度予算に係るところになりますが、このラグビーワールドカップ 2019 釜石開催実行委員会の負担金として平成 30 年度盛り込んでいるのが 4,600 万円になります。それは、釜石市と一緒に開催機運の醸成や受け入れ体制の整備に取り組むための実行委員会の負担金ということで、予算案に盛り込ませていただいているものでございます。そのほか、海外渡航費ということで、先ほど申しました知事のトップセールスに係る費用を 371 万 9,000 円盛り込ませていただいているところでございます。

そのほか、事務費ということで 1,570 万 8,000 円、臨時職員の任用、職員旅費、公用車リース等に係る経費ということで盛り込ませていただいているところでございます。

○郷右近浩委員 1,500 万円ほどが臨時職員の賃金等になる。その臨時職員は、県庁内で仕事をするのか、それとも例えば実行委員会に派遣するのかということをお知らせいただきたいと思います。

あわせてもう 1 点、別件ですが、民俗文化地域連携事業費ということで 500 万円の予算を計上しています。今回も首都圏での PR イベント等をやるということで計上されておりますが、この前、岩手の蘇民祭青年部という、岩手県の蘇民祭を盛り上げようと地域の蘇民祭の実行委員会を立ち上げて、それぞれの蘇民祭の関係者が集まって、いろんな PR 活動をやっているというところ。県でもさまざまな形で御尽力いただいたと認識しておりますが、平成 28 年度、平成 29 年度とやっている中で非常に大きな効果を出してございまして、蘇民祭に首都圏のほうからもお客さんや出場者が来てくれるということなのです。ことしの蘇民祭は物すごく多くの参加者があったということで、効果は非常に大きなものがあるのではないか。ここは PR の部分です。私は、岩手県は首都圏や国内外に対する PR が物すごく少ないのではないかと、もっと多くてもいいのではないかと思うわけですが、550 万円ぐらいの予算で何をやっていくのかと、物足りないような気がするわけですが、その考え方等についてお知らせいただければと思います。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 ラグビーワールドカップ 2019 推進課の職員は、現在 12 名のところ、来年度は 17 名となり、推進室という形に拡充されることとなります。それに伴いまして、3 名の職員が釜石市に駐在して職務を行うこととしてございまして、県庁と釜石市に 2 人の臨時職員を採用するためこのような予算を検討させていただいております。

○中里文化振興課総括課長 委員からお話をいただきました民俗文化地域連携事業につきましては、鳥取県と徳島県と連携いたしまして、妖怪文化に関するイベントを 3 県持ち回りで開催します。その中で出かけて行って郷土芸能を PR するというものでございます。ですが、そのほかにも民俗芸能伝承促進事業として、民俗芸能フェスティバルを開催する事業がございまして、あとは今年度の新規事業といたしまして、訪日外国人向け伝統文化鑑賞体験プログラム開発事業というのがございまして、こちらは外国人向けではあるのですが、首都圏でさんさ踊りや鹿踊りを披露いたしまして、首都圏の方に関心を持っていただ

くというイベントも行いました。あとは、県内の民俗芸能団体のところに岩手大学に来て  
いる留学生を連れていきまして、外国人が見たときに郷土芸能はどんなふうに映るのだろ  
うと、より関心を持っていただく、あるいは体験をしていただくにはどんな工夫が必要  
なのかということについて意見を聞く機会を県内4カ所で持ちまして、プログラムを開発  
するという事業を今年度新規で行っております。そういったことで、民俗芸能の伝承です  
とか普及啓発につきましては取り組んでいるところでございます。

○**齊藤信委員** ラグビーワールドカップの問題は、前回も常任委員会で詳しい説明をいた  
だきました。スタジアムの整備費が39億円で、財源の見通しがない釜石市の一般財源負担  
が今のところ約8億円あると。岩手県は、仮設施設の整備については補助する考えである  
と。この仮設施設整備費は5億円なのです。釜石市が負担しなくてもよいような財源措置  
の見通しはあるのか。また、そのような財源を確保する努力はどうしているのか。来年度  
は完成するのだから、本当なら来年度予算に盛り込んで、県の姿勢を示していけないと、  
だめな話にならないかというのが第1点です。

○**木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長** スタジアムの常設に係る部分はこ  
としの7月末を目途に概成する予定でございます。そこで6,000席のスタジアムができ、  
そこから仮設で1万席にするための工事が行われます。この仮設施設整備は現在5億円と  
見ておりますが、釜石市において、今年度基本設計を行っているところでございます。組  
織委員会を通じたさまざまな要求等もありまして、それへの対応の調整を現在行っている  
という状況で、まだ、仮設施設にかかる所要額が確定していないという情勢です。

仮設施設整備に係る県の考え方という質問がございましたが、仮設施設整備につきまし  
ては国等の助成の制度が現在ないことから、県として補助する方針で考えているところ  
でございます。釜石市では現在この仮設施設の整備の精査をしておりますので、そこで釜  
石市が予算計上する時期に合わせて、県としての予算を計上したいと考えており、現在  
この仮設施設の整備費に対する負担のあり方について、真摯に検討をしているところで  
ございます。

そして、それにかかわるほかの助成制度については、仮設施設という大会にかかわる運  
営費についての国の支援メニューがないということで、国に対する統一要望等を行って  
いるところでございますし、引き続きそういった要望を行ってまいりたいと考えていると  
ころでございます。

○**齊藤信委員** 二つ目に、地元が取り組むべき課題、例えば交通の確保ですよね。シャ  
トルバスだとか。そういう大会運営に当たって、地元が責任を持つべき、負担すべき課  
題は何なのかと。それについて大会の組織委員会からそれなりの支援策があるのかない  
のかお聞きしたい。この前熊本県に行って聞いてきましたけれども、あそこは2万人の  
スタジアムがあって、基本的には全部シャトルバスで輸送していると。実際にJリーグ  
の試合を何回もやっていますから、あそこは特別の努力なしで今までどおりやれると  
いう感じでした。釜石市に1万6,000人を集めるといったときの交通の確保は、私も  
基本的にはシャトルバ

スになるのだと思うのです。そういうことも含めた大会、地元が責任を持つべき大会運営の課題、そして負担はどうなっているのか。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 開催都市といたしまして、県と釜石市は斉藤委員がおっしゃったとおり、交通輸送の面や、警備、医療救護、あるいはボランティアの育成確保というような受け入れ態勢の部分と、大会の機運を向上させるためのPR、シティードレッシング、チケット販促、そして開催都市が運営するファンゾーンという部分の役割を担っているところでございます。こういった準備を進めるために、昨年4月に釜石開催実行委員会を発足させ、平成29年度は県、釜石市がそれぞれ2,000万円負担し、4,000万円の事業を行い、準備を行ってきたところでございます。

平成30年度につきましては、県、釜石市それぞれ4,600万円の予算を計上し、9,200万円でスタジアムの常設部分が夏ごろに完成しますので、スタジアムを活用したイベントなどの準備を進めることにしているところでございます。

開催都市として、シャトルバスの運行や、ファンゾーンの運営等については、組織委員会と連携しながら進めているところではございますが、現状におきましてその組織委員会のほうから何らかの金銭的な支援は、なかなか期待が難しい状況もございます。

組織委員会に対しては、県と釜石市も5,000万円ずつ開催都市の負担金という形でお金を出している状況もございますが、交通輸送の課題や、より大会を盛り上げるためのファンゾーンの運営というところについて、組織委員会とも十分連携しながら、地域活性化に十分つながるような方策を考えてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 そうしますと、地元は負担だけという感じになりますね。なかなか意義のあるラグビーワールドカップだと思うけれども、被災地の岩手県や釜石市が丸々負担をして、その成果、見返りはそれを超えるものになるのか。これについて部長はどういうふうにお考えですか。

○上田文化スポーツ部長 まず、地元負担のことからお答えしたいと思います。先ほど木村ラグビーワールドカップ2019推進課総括課長から申し上げましたとおりで、大きな部分は、国、あるいは関係の組織委員会等に非常に御配慮いただきました。かなりの部分で財源の補助などを充てていただきましたが、まだなおかつ、特に仮設施設のところは制度がないと言われておりますし、あとは運営費についてもごく一部だけが補助の対象となっております。まだまだ地元負担を求めるようなスキームとなっております。特に震災の復興があってこそ釜石開催ですので、我々としても、地元負担が大きくなり、やりたくてもできない部分が出てくることはぜひ避けたいということで、国あるいは組織委員会に対して強くそういった負担について御支援をいただけないかということを毎年申し上げているところでございます。

それから、二つ目ですが、費用対効果のお話でございました。まず金銭的なものにつきましては、事前に地元のコンサルタントが試算した数字はございますが、恐らく、費用対効果については、まだまだ材料が足りないので、精査をしなければいけないと思っております。

ます。特にまだどの国が来るのかは、フィジーが決まって、ウルグアイが先日決まったところでございますので、そういったことを勘案して、どれだけメリットがあるかということをご精査することになるかと思っております。ぜひとも、被災地である地元に、そして岩手県にメリットがあるような大会運営をしたいと思っておりますし、国あるいは組織委員会にぜひ支援を求めていって、地元にメリットの残るような大会にしていきたいと思います。

○小西和子委員 私は、県内の弓道場についてお伺いしたいと思います。まず、県内に弓道場は幾つあるのでしょうか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 県内の弓道場でございますが、全部で 15 カ所設置されております。

○小西和子委員 その中で、盛岡市には岩手県営武道館と盛岡市弓道場があるかと思っておりますが、盛岡市弓道場は、まだ耐用年数の残余が 23 年と、体育施設の中では一番長く耐用年数の期間が残っているにもかかわらず、これから 4 年後に廃止か移管の検討がされているという相談がありました。それで、この盛岡市弓道場は、国体選手を初め、年代を問わず活用されているのだそうです。稼働率も 65%ほどある施設が閉鎖されますと県営武道館しかない。ところが、県営武道館は水曜日が休みで、月曜日、火曜日、木曜日のみの使用ですから、年間半分しか使えず、練習に不便するわけです。私がお願いしたいことは、別に弓道場を準備する必要があるのではないかと。国体が終わった途端に閉鎖しますというようなことで、弓道の愛好者や国体選手などすばらしい方たちがいらっしゃいますが、本当に頭を抱えている状況です。このことは、多分初めてお聞きしたのではないかと思うのですが、県全体のスポーツを統括する部ですので、今後どのようなことが考えられるのかをお伺いしたい。

○工藤スポーツ振興課総括課長 昨年末に県営スポーツ施設のあり方に関する懇談会で御意見をいただいているところでございます。また、各競技団体とは、年に数回の意見交換をしております。スポーツ振興課の競技スポーツ担当の一部を盛岡市青山の岩手県体育協会の会館に駐在させているのですが、そこが中心となって国体の選手強化等の取り組みを通じて意見交換しております。そのほか、主に強化責任者ですとか、国体のチームの監督といった方々からお聞きした内容でございますが、国体チームは、盛岡市弓道場は年に数回利用することがあるようですが、今回の市の計画については、競技団体、強化責任者等々には情報が寄せられていなく、私どもも初めて聴取したわけでございます。

盛岡市弓道場の取り扱いに関しましては、一義的には盛岡市において判断されるべきことだと思っております。ただ、選手強化の面で何らかの支障があるようであれば、確認が必要だと考えております。今後ともそういった競技団体関係者と意見交換、ヒアリングについては丁寧に進めていきたいと考えております。

○小西和子委員 弓道協会の会長から寄せられた話でありまして、盛岡市の説明のときにはその理由ははっきりしなかったそうです。1月の予算のヒアリングのときに担当の方にお聞きしましたら、同じ施設は二つ要らないと答えたのです。県営武道館があるから要らない

のではないですかという答えでした。県営武道館の使用日も限られているので、同じ施設ではないのだと説明しても、同じ施設は2つ要らないということでした。岩手県体育協会もありますが、弓道を志す子供たちも大勢いるので、練習環境を整備するよう、盛岡市に対して話ができないでしょうけれども、県として練習場所を準備するとか、何とか前向きに取り組んでいただきたい。要望で終わりたいと思います。

○千葉進委員 私からは文化の関係でお聞きします。施設関係で随分議論していますが、文化スポーツ部では、今回文化関係でも予算を新たにさせていただいたことはありがたいと思っています。私は12月定例会の一般質問でも話をしましたが、文学の国いわて推進事業ということで、新しく200万円の予算が計上されていますが、文学の振興を図るため、本県ゆかりの作家による講演会等を開催と書いてありますが、これについて説明をお願いします。

○中里文化振興課総括課長 平成30年度の新規事業としまして、文学の国いわて推進事業を予算要求をさせていただいております。本県在住の沼田真佑さんが昨年7月、そして最近では本県出身の若竹千佐子さんが2月に芥川賞を受賞されました。また、本県ゆかりの作家ということで、門井慶喜さんが宮沢賢治の父親を題材に書いた小説が直木賞を受賞し、本県の文学的土壌の豊かさが注目を集めているところでございます。この機を捉えまして、県民の文学に対する関心を高めるということ、また文学を創作活動されている方々の意欲を高めるということを目的に新規事業を要求させていただいております。

内容としましては、先ほど委員から御紹介いただきました本県ゆかりの作家による講演会に加えまして、若い人たちが文学に関心を高めるような企画も取り組んでいきたいと思っております。具体的には企画提案を公募いたしまして、その内容により審査を行いまして、決定をして事業を進めたいと考えているところでございます。

○千葉進委員 芥川賞を2回続けて、あるいは直木賞を受賞した今の時期ですので、それもわかるのですが、200万円という予算では、はっきり言って講演会1回やって終わりではないか。私としては、その後の部分をどうしていくのかということを考えてもらいたい。しかも、これは実行委員会か何かをつくって、そこの人たちと文化スポーツ部でやりとりをしながら進めるのかと思ったら、公募するということでしたから、どういう人に講演してもらおうかということが決まっていづやるのかというだけで、講演会のためにやるのがほとんどだと思うのです。一番いいのはもっと予算をふやしてもらおうのですが、その200万円を使うのだったら、講演会を華々しくやるよりも、実行委員会的なものをつくって、そこにいろんな方々にかかわってもらって、これからのことを考えながら進めてもらえないものかと考えていますが、どうですか。

○中里文化振興課総括課長 来年度の事業につきましては、先ほど申し上げましたとおりの想定で現在考えているところでございます。今委員から御提案をいただきました実行委員会をつくってということにつきましては、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

○千葉進委員 岩手県立図書館や、各市町村にも図書館がありますが、その中に岩手県の

郷土の作家たちの作品が少ないと思いますし、そういう人たちのコーナーを設けるなどで岩手県の人たちの作品を多くの県民が読んでいける。そういう作品を読むきっかけになる講演会になってくれれば良いと思うのです。そして、来年度、再来年度とつながるようなものになってくれればと思うわけです。失礼な言い方をしますと、花火を1回打ち上げて終わりということではなく、継続的な形のものやっけていって、最終的には、岩手県の文学全集をつくるぐらいの意気込みを持った、そういった企画にこれを進めてもらいたいと思いますので、部長、どういう意気込みでいるのか教えてください。

○上田文化スポーツ部長 今後の取り組みということでございますが、現状を見ますと、いろいろな作家がこの岩手県を舞台にして、あるいは岩手県出身の作家が活躍をされております。文化振興課総括課長からもお話をさせていただきましたが、このことに関して県民の関心は随分高まっておりますし、いろいろとお問い合わせ等を頂戴する中でも、例えば私も小説を書きたいといった創作に関しての意欲をお持ちの方も大変ふえていらっしゃるように感じております。今回の講演会を中心とした企画でございますが、ぜひそういった機運を高めていく、効果的なものにさせていただきたいと考えております。

もう一つ、年内でも、文学、あるいは文化全体に係るさまざまなイベントがありますので、そういったところと有機的に連携を図らせていただけて、盛り上げを図っていきたいと思います。今のところそういったものは、県民の皆さんにはかなり好意的に受けとめていただけると期待をしておりますので、さらにこういったことを積み上げて進めていくかについては今後じっくりと検討していきたいと思います。

○高橋孝眞委員 文化スポーツ部長に質問しますが、先ほど今年度定員が1名欠員であったということでしたが、1年間を通して、1名欠員があったことが、事業にどのような支障があったのかについてお伺いしたいし、そのことによって、時間外勤務等が増加しているのかについてもお聞かせ願いたいと思います。

○上田文化スポーツ部長 当部は、ことしの4月に設置されてございますので、残念ですが、昨年度との比較というのは、難しい状況でございます。

お尋ねのありました1名の欠員が事業の進捗に支障があったかということでございますが、結果的に我が部内の職員には、非常に頑張ってもらったと思っています。それで、現時点でございますが、事業の進捗に大きな支障はなかったものと感じております。

文化スポーツ部はできたばかりでございますので、実際に文化スポーツ部として独自の活動や取り組みをしていくのは、来年度からスタートと感じております。その中でいろいろ皆様の御意見を伺いながらさまざまなものに取り組んでいきたいと思っておりますので、必要な人員等についてはぜひともそろえていただけて、事業が円滑に進んでいくように、関係部局ときちんと協議をしてまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。

文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。初めに、議案第 66 号地方独立行政法人岩手県工業技術センター一定款の一部の変更に  
関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤澤副部長兼商工企画室長 議案第 66 号地方独立行政法人岩手県工業技術センター一定款の一部の変更に  
関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

議案（その 3）の 2 ページをお開きください。なお、説明は便宜、お手元にお配りしております地方独立行政法人岩手県工業技術センター一定款の一部の変  
更案の概要に基づき、御説明をさせていただきます。

初めに、1 の提案の趣旨でございますが、地方独立行政法人岩手県工業技術センター一定款の一部を  
変更することについて、地方独立行政法人法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を  
求めるものであります。なお、囲みの部分に参考①として、地方独立行政法人法第 8 条の  
条文を記載しておりますが、この第 8 条第 2 項の規定により、定款変更の際には、議  
会の議決を経た後、総務大臣の認可を受ける必要があるため、いわゆる先議案件とし  
て今回の常任委員会で審査していただくとするものであります。

次に、2 の定款変更の内容でございますが、初めに囲みの部分の参考②をごらんいただき  
たいと存じます。今般、地方独立行政法人の役員の任期に関して規定されている地方独  
立行政法人法第 15 条の一部改正が行われたところでございます。この法律の一部改正  
において、役員の任期について改正前は、全ての役員の任期が 4 年以内と規定されて  
いたところでございますが、改正後においては、監事以外の役員の任期については、  
中期目標の期間又は 4 年間のいずれか長い期間内とされたところであり  
ます。なお、岩手県工業技術センターの中期目標の期間は 5 年となっております。  
また、監事の任期につきましては、理事長の任期に対応することとされるとともに、  
監事は財務諸表の監査業務を担うことから、任命の日から理事長の任期の末日を  
含む事業年度についての財務諸表の承認日までに改められたところ  
であります。

この一部改正に伴い、参考③に記載のとおり、工業技術センター一定款第 11 条に  
ついて、理事長、副理事長及び理事の任期については従前どおり 4 年とし、監事  
の任期については従前の 2 年を任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業  
年度についての地方独立行政法人法第 34 条第 1 項の規定による同項に規定する  
財務諸表の承認の日までに改めようとするものでございます。

施行期日は、法律の施行日である平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしのため、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 御異議なしと認め、本案は原案を可とすることに決定しました。

次に議案第 67 号平成 29 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 5 款労働費のうち商工労働観光部関係、第 7 款商工費、第 11 款災害復旧費、第 4 項商工労働観光施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 7 款商工費、第 11 款災害復旧費、第 4 款商工労働観光施設災害復旧費及び議案第 72 号平成 29 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 2 号）、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**藤澤副部長兼商工企画室長** 議案第 67 号平成 29 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）のうち商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 7 ページをお開き願います。5 款労働費 2 億 2,006 万円の減額のうち、3 項労働委員会費を除いた 2 億 2,047 万 9,000 円の減額、7 款商工費の 148 億 1,595 万円の減額、次に 9 ページに参りまして、11 款災害復旧費、4 項商工労働観光施設災害復旧費 49 億 1,943 万 4,000 円の減額、以上の合計で 199 億 5,586 万 3,000 円を減額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明を申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので御了承願います。

それでは、説明書の 131 ページをお開き願います。5 款労働費、1 項労政費、1 目労政総務費の説明欄一つ目の管理運営費は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業のうち、平成 28 年度で終了した震災等対応雇用支援事業等について、精算に伴い、確定した不用額を国に返還するため増額しようとするものであります。

2 目労働教育費の各種労働講座開設費は、労働環境の整備や労働紛争の未然防止等を図るために実施した雇用労働フォーラムの開催経費等について、事業内容の確定に伴い減額しようとするものであります。

132 ページに参りまして、3 目労働福祉費の勤労者福祉支援事業費は、勤労者の福祉の向上に資するために実施した企業力アップセミナー開催経費について事業内容の確定に伴い減額しようとするものであります。

4 目雇用促進費の説明欄上から五つ目のいわてしごと人材創生事業費は、求職者への求職、職場定着の支援、首都圏の大学生等を対象としたインターンシップの支援等を実施するものであり、事業の実績見込みにより減額しようとするものであります。

次の事業復興型雇用支援事業費は、被災求職者の雇用に要する経費の補助等の精査に伴い、所要の額について減額しようとするものであります。

133 ページに参りまして、2項職業訓練費、1目職業訓練総務費の上から三つ目の認定職業訓練運営費補助は、認定職業訓練団体等に対して運営費を補助するものであり、実績見込みにより減額しようとするものであります。

2目職業訓練校費の下から二つ目の就職支援能力開発費は、離職者等の再就職を促進するための職業訓練の委託であり、事業費の確定に伴い減額しようとするものであります。

次に、162 ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の一つ目の管理運営費は、中小企業等復旧復興支援事業費補助、いわゆるグループ補助でございますが、これに係る補助金の国庫返還金などを増額しようとするものであります。下から三つ目のいわて産業人材奨学金返還支援基金出捐金はものづくり産業等の持続的発展に不可欠な人材の確保及び定着を図るため、県内の事業所に就業する大学生等の奨学金返還の助成に要する経費について、公益財団法人いわて産業振興センターに設置した基金へ企業からの寄附金等を出捐しようとするものであります。

163 ページに参ります。2目中小企業振興費の上から二つ目の商工観光振興資金貸付金は、設備の改善や事業の推進などに必要な資金の貸付原資の一部を金融機関等に預託するものであり、他の資金等が活用されたことから減額しようとするものであります。

その三つ下の中小企業災害復旧資金貸付金は、被災した中小企業者に対して、事業を再建するために必要な資金について貸付原資の一部を金融機関に預託し融資するものであり、過年度分の預託額の精査に伴い減額しようとするものであります。

その二つ下の中小企業東日本大震災復興資金貸付金につきましても、被災した中小企業者に対して、事業を再開するために再建するために必要な資金について貸付原資の一部を金融機関に預託し融資するものであり、事業者による期限前の繰上償還等が多く発生したことにより減額しようとするものであります。

その二つ下の地域産業活性化企業設備貸与資金貸付金は、経営の改革に取り組む中小企業等を支援するため、公益財団法人いわて産業振興センターが行う設備貸与事業に要する事業原資を貸し付けするものであり、過年度分の貸付額の精査に伴い減額しようとするものであります。

164 ページに参りまして、3目企業立地対策費の二つ目の企業立地促進資金貸付金は、県内に工場等を新設または増設しようとする企業に対する貸付原資の一部を金融機関に預託しようとするものであり、年間所要見込み額の精査の結果、減額しようとするものであります。

4目中小企業経営指導費の二つ目の中小企業ベンチャー支援事業費は、中小企業やベンチャー企業を総合的に支援するため、公益財団法人いわて産業振興センターに補助するものであり、補助対象人件費の実績見込み等により減額しようとするものであります。

6目工業技術センター費の一つ目の地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営費交

付金は、センター職員の退職者に対する退職手当等の実績見込みにより増額しようとするものであります。

166 ページに参りまして、2 項観光費、1 目観光総務費の上から四つ目のいわて観光キャンペーン推進協議会負担金は、東北絆まつり 2018 盛岡、宮古一室蘭間のフェリーの就航や、広域的、総合的な防災復興行事の開催も見据えて展開する観光キャンペーンに要する経費について増額しようとするものであります。

次のいわてインバウンド新時代戦略事業費は、国の東北観光復興対策交付金を活用し、海外市場に対して戦略的、効果的なプロモーション等を実施するものであり、事業の実績見込みにより減額しようとするものであります。

2 目観光施設費の観光施設機能強化事業費は、県が整備した観光施設の修繕等を行うものであり、事業の実績見込みにより減額しようとするものであります。

次に、212 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、4 項商工労働観光施設災害復旧費、1 目商工観光施設災害復旧費の中小企業等復旧・復興支援事業費は、国と県が連携して補助する、いわゆるグループ補助金につきまして、用地の確保が困難等の理由による新規申請数が見込みを下回ったことに伴い、減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。議案（その4）にお戻りをいただきまして、11 ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表でございまして、当部の関係部分は17ページの7款商工費の4,315万8,000円、22ページに参りまして、11款災害復旧費の4項商工労働観光施設災害復旧費の33億5,976万2,000円、以上を合計した34億292万円を翌年度に繰り越しを行おうとするものであります。これらの事業は、計画調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内完了が困難になったことによるものでございます。以上で一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。43ページをお開き願います。議案第72号平成29年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）であります。第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ36億5,719万2,000円を減額し、総額を9億5,885万8,000円としようとするものであります。

44ページに参りまして、歳入でございまして。主なものは、1款繰入金、1項一般会計繰入金は、貸付原資等である一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

3款諸収入、1項貸付金元利収入は、中小企業高度化資金の貸付償還見込み額の増額に伴い、増額しようとするものであります。

4款県債、1項県債は、中小企業高度化資金の貸付原資の一部である独立行政法人中小企業基盤整備機構からの借入金を減額しようとするものであります。

45ページに参りまして、歳出であります。主なものは、1款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1項貸付金は公益財団法人いわて産業振興センターの小規模事業者に対する無利子貸し付けに係る年間所要見込み額の減等に伴い、減額しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろ

しくお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋孝眞委員 給料等につきまして変更があるわけですが、商工労働観光部では当初、去年4月1日の定員は幾らで、その際定員割れ、欠員があったのかどうか。そして、現状はどうで、年度末見込みはどうかについて教えていただきたいと思います。

○阿部企画課長 商工労働観光部の定数の状況でございますが、平成29年度当初につきましては、補正で計上しております人件費に係る商工労働観光部の定数は、職員数249名でございます。そして、今回2月補正で行います職員数は245名で、当初と比べますと4名の減ということになっております。

○高橋孝眞委員 249名の当初で、現在は245名ということで、当初4月1日の欠員はあったのかどうか。それから、現在そうすると4名の欠員ということなのかどうか。この部分をお願いします。

○阿部企画課長 現在の欠員が4名となっております。

○高橋孝眞委員 部長に聞きますが、4名欠員があったわけですが、いつの時点からこの4名の欠員があったことによって商工労働観光部として事業執行に当たって何か支障があったのかどうかについて教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○菊池商工労働観光部長 商工労働観光部はもともと、御案内のとおり、人数が少なく、本庁ですら百四十何人という形でやっているのですが、マンパワーは幾らでもあったほうがいいに決まっております。欠員があったことは事務執行上確かに痛いと思います。ただ、それを職員でカバーし合って、担当する業務をいろいろ協力し合ってやってきた結果、私の所感としましては、我が職員たちはよく頑張っていると思っております。事例的に言いますと、いろんな諸制度、あるいは国の法律に従っての新しい未来投資などの取り組みが生まれまして、企業誘致の関係ですと、デンソー岩手、あるいは東芝メモリのような展開がこの年に決定等になったということは、非常に大きな成果だと思います。また、通常業務についても管理部門でも連携し合って、各課の困っていることをいろいろフォローし合いながらやってきたと思っております。職員たちはよく頑張っている。さまざまなことはあったかもしれませんが、大きな問題はなく1年間こられたということはよかったと思っております。

○高橋孝眞委員 御苦労さまです。いいことです。

では、この4名欠員により、時間外勤務というのはどうだったのでしょうか。当初予定した時間外勤務時間よりも増加したのかしないのかについてお願いしたいと思います。

○阿部企画課長 平成29年の超過勤務の実績でございますが、ただいま集計中で、速報値になっておりますが、現時点で1カ月当たり13.1時間となっております。昨年度に比べますと、速報値で若干の減となっております。

○高橋孝眞委員 ということは、4名減、定員割れであったのですが、事業執行には全然問題はなかったという認識ですよね。そして、当初考えたとおりの事業執行ができた、

こういうことでよろしいわけですね。

○**菊池商工労働観光部長** 今段階の数値をお示ししたと思いますが、商工労働観光部は御案内のとおり、災害復旧、震災対応とか、平成 28 年台風第 10 号関係で昨年度相当の仕事をしてきた経過もございます。これを超過勤務で対応してきた状況の中で、今年度はさらに知恵を絞って、いろんな工夫をして、業務効率化に努めてきている段階です。これからそういった形で、小さい世帯ではありますが、しっかり手をとり合って頑張っていきたいと思います。応援のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○**高橋孝眞委員** そういう意味合いではすばらしい内容であると評価をして終わりたいと思います。

○**ハクセル美穂子委員** 私のほうからは 2 点ほどお聞きしたいと思います。

1 点目は、中国における岩手認知度向上促進事業費の減額が 4,000 万円ぐらいになっていますが、これはもともと企画をしていた事業がどういう経過で減額になったのか理由を教えてくださいというのと、もう 1 つはいわてインバウンド新時代戦略事業費の 9,993 万円の減額。そのうち空港の分を除くと 7,500 万円ぐらいの補助事業が減になっていますが、この減の要因について教えてくださいと思います。

○**押切参事兼産業経済交流課総括課長** 中国における岩手認知度向上促進事業の減額についての御質問でございますが、これは当初予算で計上したときには国の交付金 4,000 万円を充て込んだ額で積算していたところでございますが、その不採択に伴いまして、内容を見直した上で実施しまして、2 月補正でそれを減額しようとするものでございます。

○**平井観光課総括課長** いわてインバウンド新時代戦略事業費の減額でございますが、こちら国も東北観光復興対策交付金を財源として見込んでおりまして、この決定、交付額の確定によるものでございます。なお、前年度の平成 28 年度におきまして、国、観光庁の第 2 次補正予算がございまして、昨年 3 月末に交付決定を受け、繰り越しているものがございます。こちらの金額 1 億 2,447 万 4,000 円が平成 29 年度予算外の、平成 28 年度の繰り越しでございますので、こちらを平成 29 年度に繰り越して実質的に執行しているという状態でございます。先ほど委員からお話ございました外国人観光客受入促進環境整備事業費補助 7,500 万円の減額、これも国の交付決定が減額になっておりますが、平成 28 年度からの繰り越しが 5,000 万円ございますので、実質上 2,500 万円の減額という形でございます。

○**ハクセル美穂子委員** ちょっとわかりづらいというか。中国の関係も、インバウンドの関係もですが、もともと見込んだ事業をする事業者とか、事業の内容が減ったわけではないということなのですか。それとも減っているのですか。そこを知りたいのですが。

○**押切参事兼産業経済交流課総括課長** 中国における岩手認知度向上促進事業につきましては、国の交付金で見込んでいた分を減らす、例えば岩手フェアの回数を見直すなど経費削減を図って、一般財源で執行したところでございます。

○**平井観光課総括課長** 平成 29 年度予算で申しますと、先ほどの 9,000 万円ほどの減額

でございますが、やろうとしていたことができなかった、縮小したのもございます。例えば先ほど申し上げました外国人観光客受入促進環境整備事業は7,500万円の減額でございますが、繰り越しが5,000万円ございまして、実質では2,500万円の減額という状況でございますし、また当初見込んでいた調査事業につきましては、国の決定が1,600万円ほど減額となり、繰り越しが2,800万円ございましたので、実質上は増額にということでございます。平成29年度当初予算で見込んでいたものよりも9,000万円ほどの減額ですが、繰り越しがございますので、実質的にはやろうと思っていたことを縮小せずに実施できた。ただし、外国人観光客受入促進環境整備事業だけは2,500万円減額したということでございます。

○**ハクセル美穂子委員** 何となくさっきよりはわかったかと思うのですが、中国の関係については、国の交付金の額が減ったために、その部分について事業を縮小せざるを得なくて、一般財源のほうでやる分は当てがあったということの理解でよろしいですか。インバウンドに関して、国の交付金が縮小するということだったのか、それとも自分たちの申請する量が少なくなったということですか、そこをもう1回、精査をお願いします。

○**押切参事兼産業経済交流課総括課長** 中国における岩手認知度向上促進事業については補正後の予算額が大体6,800万円ぐらいでしたが、そのうち5,200万円ほどを国の交付金を充て込んでおりました。その中で、その分をそっくり落とすというわけではなく、まず必要な分はやろうと、例えば岩手フェアの回数を3回から2回にするとか、あとは1回当たりの単価を下げるとかということで、当初の目的をなるべく遂行するような形で減額して、全体として4,000万円となっております。

○**平井観光課総括課長** 平成29年度当初に予算措置いたしました財源につきましては、すべて国に対して交付申請をしております、その結果、国では平成28年度からの繰り越しがあることを見越して、減額して交付決定したという事情でございます。

○**ハクセル美穂子委員** わかりましたが、いわてインバウンド新時代戦略事業に関しては、補助事業に和室を洋室に変換する事業もあったと思うのですが、条件として和式のトイレを洋式化して、その上で部屋も洋式化するというようなことであったと思います。インバウンドをやろうとしているホテル業者は結構大きいところが多く、条件となっている改修を既に行っているホテルのほうがインバウンドの受け入れを積極的に取り組んでいるのに、なかなかこのインバウンド新時代戦略事業費の中の設備の補助を活用できないという現状もあるという話を結構耳にするようになってきました。Wi-Fiも、今はどこに行っても大体ある時代になってきましたので、もう既にやっている。これだけ減額するのであれば、Wi-Fiの整備やトイレの洋式化の次のステップのところでも活用できるよう、事業の内容についても研究したほうがいいのかという気持ちがあるのですが、次の予算に係る部分になります、その点について、どう変えるおつもりなのか、そういう予定があるのかについて聞きたいと思います。

○**平井観光課総括課長** 外国人観光客受入促進環境整備事業費補助でございますが、先ほ

ど申し上げましたとおり、国からの交付金が財源に入っておりますので、制度設計に当たっては国との協議が必要になります。ただ、平成 27 年度からこういう整備をやっていますが、徐々に補助対象を拡大しております。初めはW i - F i の整備、多言語化であったものを、トイレの洋式化を加え、さらにことし和洋室化も加えておりますので、いずれホテル旅館業界の方々の御意見を聞きながら、どういう形がインバウンド対応のニーズがあるのかということ踏まえて設計の見直しについても当然検討してまいりたいと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** インバウンドに積極的に取り組む方々にとっていい事業になるように、ぜひそういった部分について臨機応変に対応していただきたいと思います。

○**城内よしひこ委員長** この際、昼食のため午後 1 時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**城内よしひこ委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**斉藤信委員** では、補正予算の関係について、132 ページ、雇用促進費の中で、県外人材等U・Iターン推進事業費、いわてしごと人材創生事業費、三陸みらいの企業人材確保育成事業費とありますけれども、これの今年度の実績見通しを示してください。

あともう一つは、事業復興型雇用支援事業費、これについても今年度の実績と累計の実績を示してください。

○**高橋雇用対策課長** まず、後段の事業復興型雇用支援事業のほうから御回答申し上げますが、事業復興型雇用創出事業費補助と、もう一つは事業復興型雇用確保事業費になっております。そして、この事業復興型雇用創出事業費補助につきましては、雇い入れ費として 3 年間、年度ごとに雇用実績に応じて労働者の雇い入れに係る費用等を支給するものでして、既に平成 28 年度で新規の受け付けは終了し、平成 31 年度で事業が終了となるものでございます。平成 29 年度におきましては、平成 26 年度から平成 28 年度に新規認定した事業所への支給となっておりますが、平成 29 年度の継続申請に係る交付決定の確定に伴う減額として補正したものでございまして、平成 29 年度交付決定件数が 841 事業所、1,974 人となっております。

次に、今年度から創設された事業復興型雇用確保事業費補助でございますが、雇い入れ費については従前とほぼ同じような内容でございますが、それとはまた別に新たに住宅支援経費を創設いたしまして、新たに事業者が人材確保のために住宅支援の導入等を行った場合に、宿舍の借り上げ、住宅手当の導入、拡充に要する経費への助成を行うこととし、人手不足に対応したものでございます。現在審査手続中でございますが、雇い入れ費の助成につきましては 36 事業所、102 人の交付申請となっております、住宅支援費の助成については 4 事業所となっております。

続きまして、いわてしごと人材創生事業の実績でございますが、プロフェッショナル人材還流促進事業というものを補正しております、プロフェッショナル人材戦略拠点の減

額ということでございます。平成 29 年度の実績で、1 月現在で相談件数が 111 件、契約件数が 19 件となっております。

県外人材等 U・I ターン推進事業費につきましては、岩手県 U ターンセンターや、U・I ターンサポートデスクでの相談対応を実施しておりまして、U・I ターンの相談等実績で見ますと、合計で 5,476 件となっております。

○阿部企画課長 三陸みらいの企業人材確保育成事業の実績でございますが、事業は大きく二つに分かれております。一つが若者の確保と人材育成で、ものづくりいわて塾の開催などを行っておりまして、今年度 6 回の塾の開催をしております。また、二つ目は三陸版新しい働き方の仕組みづくりで、沿岸広域振興局の事業となっておりますが、いわゆる短時間勤務、プチ勤務という言い方もしておりますが、短時間勤務などの導入を図るということもやっております、こちらの実績ですが、このプチ勤務を導入した企業数が 10 社となっております。

○高橋雇用対策課長 事業復興型雇用創出事業の累計の数字でございますが、新規の雇用創出数が累計で 1 万 7,986 件でございます。

○斉藤信委員 次に、企業立地対策費、企業立地促進資金貸付金は補正額で 16 億円減と、約半分になったわけですが、これは大きな資金需要が発生しなかった、逆に言えば企業立地が進まなかったということになるのかと思うのですが、その背景を実績の推移も含めて示してください。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 この企業立地促進貸付金ですが、大型の資金需要に備えまして、相当の規模の金額をあらかじめ準備しておりまして、それを実績に応じて 2 月補正で清算するという仕方で行ってきております。今年度で申し上げますと、7 件の資金需要がありまして、貸付総額が 12 億 1,800 万円となっております。貸付件数でいきますと、平成 26 年度 1 件、平成 27 年度 1 件、平成 28 年度 2 件と、貸付件数自体はふえている状況でございます。なお、立地件数でいきますと、新規の立地が 6 件、それから増設が 17 件で、年間大体 20 件程度を目安として企業誘致を働きかけておりますが、その目標を超えるような件数で推移しております。

○斉藤信委員 わかりました。予算はしっかりとって、実績も下がっているわけではないということですね。あと、企業立地補助金というのがあったと思うけれども、これは今もあるのでしょうか。私が心配しているのは東芝メモリなのです。規模が大きいですから、今までの基準からいくと、とんでもない補助金になると思うのですが、業績のいい大企業ですから、私は財政規模の小さい岩手県が莫大な補助金を出すとは思わないと思うのですが、その点はどうですか。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 東芝メモリの関連では、この誘致に当たりまして、大型の補助金も準備をしたいということインセンティブとして誘致を働きかけた経緯がございます。ただ、今の時点でこういった投資規模になって、雇用についてもどの程度になるかというあたりなど、これから詰めなければいけない部分はありますので、その辺を

見ながら検討していくということになります、一般の企業誘致に当たって準備をしております企業誘致促進奨励補助金とは別枠で準備をしていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 東芝メモリ、半導体は業績いいですから、大変な黒字を上げている企業なので、私は県財政の状況を踏まえて、別枠でドンとあげるなんてことにならないようにしてもらいたい。もう既に北上市は工業団地を造成して、そういう取り組みは地元自治体でもやられているわけです。一時期四日市なんかは何十億円、100億円という補助金を出したことがあるのですが、今はそういう時代ではない。また、そういう財政の余裕があるわけでもないと思うので、大変業績のいい大企業に財政の厳しい復興途上の岩手県が何十億円の補助金ということにならないようにと思うのですが、部長、どうですか。

○**菊池商工労働観光部長** 東芝メモリがここに立地を決めていただくに当たっては、当然本県の非常にすぐれていると言われている産業人材を評価していただいた。また、北上地域の発展可能性といいますか、用地等、あるいは周辺インフラの可能性を評価していただいて立地になっているわけです。県としましても、10年来誘致活動をするに当たって、いろいろな競争相手もある中で、岩手県を忘れずにつき合ってきました。その結果、本県ができる限りの優遇措置については考えていくというのは当然交渉段階ではありまして、斉藤委員がどの規模のものを大型と言うかですが、我々のできる限りの県民の理解のいく規模でのさまざまな税制優遇とか、立地に向けての支援金的なものは相当議論していただいた上で詰めてきているところでございます。具体的に投資規模とか、これから生み出される税源涵養、東芝メモリの立地による雇用の拡大による県民所得の増とかいろいろこれから考えながら、相応の支援策を協議していくことになると思います。

○**斉藤信委員** 財政が厳しくて、必要なトンネルの整備もできない状況もあるわけだから、私はそこらのバランスをよく考えていただきたいし、工業団地の造成や、特にそれだけ優秀な人材を供給するわけですから、私はそれが最大限の貢献だと思いますよ。人材の貢献というのがね。

それで、その人材の関係で、162ページでお聞きしたいのだけれども、いわてものづくり産業人材育成事業費、いわて産業人材奨学金返還支援基金出捐金とかいろいろあるけれども、トヨタ自動車東日本、デンソー岩手、その他の工場の拡張もあるわけで、ここに東芝メモリが入ってくると、今でさえ人材の確保が大変なときに、これは本当に特別の人材確保の手だてが必要だと思うのですが、その点での取り組み、実績成果はどのようなのですか。

○**戸舘ものづくり自動車産業振興室長** ものづくり産業人材の育成、確保に当たりまして、まず基本は各地域にありますものづくりネットワークとして産業界、学校、それから地元の企業といったところが共同で人材の育成をしているわけですが、小中学校からの企業見学、出前授業ですとか、高校に入りますとインターンシップもございます。昨年からは、これまで工業高校で実施しておりました工場見学等を普通高校にも枠を広げまして、圏域を越えての工場見学というようなこともやっています。委員御指摘のとおり、特に県南地域において人材の需要はかなり逼迫してきていますので、さらにこれは強化をしてい

かなければならないということで、新年度からは広域振興局の体制も強化をする。それから、特に人材需要が大きい県南地域につきましては、北上市に先端の職員を駐在させて、人材育成の取り組みをさらに強化することにしております。

○**齊藤信委員** 私、一般質問でも高校の県内就職率を、せめて5%、10%の目標を持って引き上げるべきだという提案をしました。黒沢尻工業高校の県内就職率は60%を超えているのです。ところが、盛岡工業高校は35%ぐらいだし、水沢工業高校は40%、一関工業高校もそのぐらいなのです。黒沢尻工業高校は、やはり地元の企業との連携がうまくいっていると私は聞いていますが、一方で全国で人手不足なので、大企業を含めてとんでもなく求人がふえているのです。一般質問でも紹介したのですが、盛岡工業高校の求人件数は1,700件です。だから、そういう中で地元の企業を選択するというのは、よほどの取り組みをしないと。私は実際に行って聞いてきましたが、県内の頑張っている企業に就職させたいという気持ち、取り組みが弱い。だから、目標が小さいというのも、根本にあります。高校生の県内就職率の目標が67%にもいかない。数%も上げなくてもいいような目標でやっていたから、ことしの12月末は64%まで下がったわけです。卒業生が減っている中で県内就職率が下がったら、数はダブルで減ることなのです。私は、工場見学を普通科まで広げるのはいいと思います。いわば大手企業は、工業高校だけではなくて、普通科の優秀なのを採るのだよね。だから、そういう意味で、私は工場見学を普通科まで広げるのはいいと思うのですが、やはり工業高校の県内就職率が全体として低いので、教育委員会とも連携をとって、学校が目標を持って、今までの歴史、伝統も踏まえながら、県内就職率を5%、10%引き上げることは可能なのだと思うので、そのための地元企業との連携。あとは、盛岡工業高校の校長が言っていましたが、就職説明会にしても、企業説明会にしても時期がある、必要な時期にやってもらわないと効果がない、そういう連携が学校、行政、企業でまだ弱い。せっかく大手の実績ある企業が岩手県に進出して、増設している中でしっかり人材を確保する。大手が確保すると、地元の中小企業がもっと厳しくなるのです。だから、商工労働観光部はダブルの人材確保をしなければだめなのです。誘致企業だけ見ていたらだめなのです。誘致企業は県内では有利なので、だから、ここで誘致企業も、県内の中小企業の人材もしっかり確保する。従来の枠を超えた本格的な取り組みが必要だと思うので、その点を、部長にお聞きしたい。

○**菊池商工労働観光部長** 県内の雇用状況については、おおむね委員御指摘のような状況でございます。高等学校との連携については、今まさに強化して進めてきているところで、来年度以降、成果が確実に出てくるであろうと思っております。また、生徒のみならず、家族や周りの人たちも含めて、いわばマインド的に地元優先、地元第一のような精神状況と風土をつくっていかねばならないということで、親、小学生等にも働きかけて、関心を持ってもらい、知ってもらって、組み込んでもらうような仕掛けを、中長期的な取り組みも含めて複層的にいろいろと始めようとしているのが新年度でございます。

一方で、きょうは3月1日ですから、きょうから各企業が求人活動を始めるわけですが、

地元企業の経営者は非常に頑張っているのですが、この段階で次期採用計画をしっかりと立てられる状況にあるかというのがまずもって大事なところでございます。人材確保といった以前の、まず経営力の強化、3年後、4年後、さらには10年先を見通した経営ビジョンがあつての採用計画となっていくこともある。一方では、多くは下請構造ですから、受注構造を見極めながら採用人数が決まってくるので、どうしてもタイムラグがある。採用を出すということの前に、経営力を強化していかなければならないという問題意識を持っておりまして、もっともっと地元市町村や商工団体がしっかりとその地域の企業の経営を支え、ビジョンを持たせる。そういう日常の、いわゆる伴走的な支援と呼んでいます。そういったものをしっかりと強化していかないと、市場は広がっても自分たちには関係ないということになりかねないので、そこは我々もしっかりと力を入れて支援していきたいと思っています。

○**斉藤信委員** 盛岡工業高校の校長先生にも聞いたし、就業支援員で頑張っている方々からも聞きました。県内就職率を引き上げる上で、一つ提起されたのは、寮、住宅なのです。高校を卒業して、寮があるところ、住宅があるところというのが選択肢なのです。今水産加工業では、住宅に対する補助もやっているわけですが、私は若者の確保という点でいけば、一つの企業では大変だけれども、幾つかの企業が共同になって寮や若者住宅をつくるなどは大変大事なポイントになるのではないかと感じていましたので、そのことはつけ加えておきます。

災害復旧費のグループ補助金ですが、49億円の減額補正でありました。恐らく86億円の予算というのは、このぐらい再建してほしいという予算だったと思うのです。しかし、残念ながら半分以上は減額と。グループ補助金を活用して再建したいと言うけれども、まだそこまで行っていないというのが実情ではないのか。事業者の再建のおくれ、これは仮設店舗の本設展開のおくれもある。この減額の理由はそう思うのですが、グループ補助金はたしか3年ですか、延長されたのは。そこもしっかり答えてほしいのですが、引き続き、必要な時期までこのグループ補助金は継続、拡充される必要があると思いますが、今後の見通しを含めて示してください。

○**高橋経営支援課総括課長** まず、減額の関係ですが、今年度最大220件交付決定できるように当初予算を組みましたが、結果的には51件の交付決定でした。毎年度計画を立てるときには各市町村等や仮設店舗で営業している方々の状況を聞いて、これからどのくらいニーズがあるかを積算し、早く再建したい人が再建できるように予算は多めにはとっているのですが、今年度は少し難しいので来年度以降に申請したいというものなどがあつたという状況になっています。

それから、期間に関しては、グループ補助金は国庫補助なので、どうしても毎年度の予算ということにはなっていますが、国の全体の復興計画の中では主要な事業と位置づけられていますので、我々としては、当然平成32年度までは続くと考えております。

なお、3年間延長になったという話は、二重債務買い取り支援期間で、法律改正で東日

本大震災事業者再生支援機構の買い取り支援決定期間が3年間延びて、平成32年度末となっています。

○齊藤信委員 これは毎年度ごとということだね。

○高橋経営支援課総括課長 予算としてはそうなります。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○郷右近浩委員 先ほどの補正予算の質疑でもグループ補助金についての質疑がありました。その関係で1点と、あとまたもう一つ違うことを質問させていただきたいと思いません。

グループ補助金につきましては先ほどの説明のとおり、新年度にも予算を計上されております。ただ、平成32年度までの事業ということで、これから駆け込みで、間に合うのかといった状況の中で、これから整備されていくものだろうと思うところでありますし、先に整備をした企業は、返済が始まっていると認識しております。

当初の計画のとおり事業の再建を果たしても、なかなか売り上げが追いついてこないといった状況もある。設備の拡充はしっかりしたもの、返済が滞っている、もしくはこれから返済計画をさらに詰めていかなければならないというような状況まで来ている案件が出てきていると認識しておりますが、最初に大体どのような、どのぐらいの企業がそのような状況に陥っているか、全体の状況とあわせて御説明いただきたいと思えます。

○高橋経営支援課総括課長 まず、返済のお話というのは、グループ補助金が4分の3の補助ですので、その残りを無利子融資制度資金を使った方のお話かと思うのですが、岩手県内の場合にはグループ補助金を使った事業者の約4分の1ぐらいで、全ての事業者が無利子融資制度資金を使っていらっしゃるわけではありません。幸い借りてから5年間の据え置き期間がありますので、おっしゃったとおり、大体今年度、来年度ぐらいから返済件数がふえるという状況にあります。

具体的に借り入れた事業者の業況については、直接県でアンケートをとっていないの

ですが、復興局の事業所調査では、業況が前に戻った、あるいはよくなったというのが全体で半数弱ぐらいの状況です。やはり、なかなか事業計画どおりにしていない事業者もあるということで、その返済が計画どおりにいくのは難しそうな場合には、貸し付けを行っている公益財団法人いわて産業振興センターで相談に応じて、もう1年返済開始を待とうとか、毎年の返済額を少し減らすとか、そういったことで相談を行っています。今の時点で8事業者にそういう対応をしている状況です。

○郷右近浩委員 8事業者ということですが、これからまた順次返済が始まっていく企業がある中で、このグループ補助金自体がかなり有利な資金であり、4分の3を補助していただいたという中で、返済がなかなかできない、事業計画どおりに事業の再建ができないところに対して、ほかのお金を入れるということは難しいと認識しているものがあります。繰り延べであったり、また猶予であったりと言っている、これもまた限界があるものではないかと思っているわけですが、そうした部分についての問題認識と、そしていざ返済等が難しくなったとき、それぞれの部署での対応にはなってくると思いますが、商工労働観光部として、その方々の、売り上げ回復であったり、さらにはきちんと計画どおり事業が進むように企業業績を上げていけるような指導について今後何か考えていることがありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思えます。

○高橋経営支援課総括課長 グループ補助金を使った事業者に対しましては、まず個別の巡回指導を行っております。いわて産業振興センターでは、貸し付けしているところには全社指導に入っていますし、高度化資金を使っていないところでも、全部で千何百社あるものですからなかなか大変なのですが、広域振興局と商工団体の職員が巡回して、年間200件以上を指導に入って、計画どおり進んでいるかというようなことをお聞きしています。事業者も返すのは大変だということは、なかなかぎりぎりまでおっしゃらないところもあるので、商談会の案内、あるいは新製品の開発や販路開拓が必要だということであれば、その専門のアドバイザーにつなげるという形で出かけていって状況を聞きながら、資金繰りの相談と、事業を少しでも上向きにさせるための専門家派遣などの対応をしておりますので、これは今後とも引き続きどんどんやっていきたいと考えております。

○郷右近浩委員 やはりグループ補助金などを使って、何とか会社の再建までこぎつけたものの、なかなか事業を続けることができなくて、廃業だということになりましたら、本当にせっかく前向きに立ち上がってきた方々に、地域全体でもだめなのかという思いが出てくるということは、非常に地域全体のマイナス面が出てくると思えますので、ぜひ寄り添いながら、寄り添うと言えば簡単な言葉ですが、ぜひ本当に様々な形で、指導や、また親身になって話を聞いていく中で対応がとれるようにしていただければと思うところであります。

あともう1点だけお聞きしたいのですが、海外市場への展開について、代表質問でも質問させていただいたのですが、なかなか細かいところまで聞くことができなかったのも、この場で質問させていただきたいと思えます。

東アジア輸出戦略展開事業費ですが、新年度予算にも計上されておりますが、沖縄県の商社を使って海外へ輸出する、小口の輸出等をやってみるということですが、輸出を今までやったことのないような企業が試行的にやるには、非常にいい形で進められるのではないかと考えております。この沖縄県の商社を使った輸出について、今県のほうに、何か問い合わせ等があって一緒に進んでいるのか、また、その中で何か形になってきているようなことがあるのか、そしてさらには今後どのような形まで持っていこうというような目標があるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

**○押切参事兼産業経済交流課総括課長** 沖縄県の商社を使った輸出拡大について代表質問でも御質問いただきまして、大枠はお答えしたとおりでございます。沖縄県には海外に向けた商社がたくさん集まっており、その商社自体が物流を持っていますので、そこつながることによって、そこに流せば、県内の業者が輸出のプロではなくても簡単に海外に出ていくことができるということで、輸出拡大を進めていこうというものでございます。

今大きいところでもつながったりし、実際商社の方がこっちに見に来ている件もございますが、問い合わせ自体は今のところまだ5件ぐらいで、まだ緒についたところでございますが、実績を一つずつでもモデル的に積み重ねながら、輸出を志向している県内企業の皆様の助けになるよう、岩手県産株式会社とも一緒にノウハウを蓄積しながら進めていきたいと考えているところでございます。

**○郷右近浩委員** これまでも、例えば鋳物製品であるとやはり岩鋳であったり、奥州市の鋳物組合であると中心になるのは及源鋳造株式会社だとか、特定の大きく、扱い品目、扱い高も多いところが輸出の中心になっています。今は鋳物を例にしましたけれども、その陰に隠れた、自分たちも輸出に興味がある方々というのは、さまざまな業種の中にやはりいると思うのです。これまで地域でしか販売していないところが、せっかくのチャンスにどこかに試行的に輸出してみたいというニーズをぜひともつかんでいただくためにも、例えば小口でも、皆さんと一緒になって県産品を国外に出していこうという県の姿勢等をしっかり見える形を出していただくことによって、動きが出てくると思うのです。特に今回の沖縄県の商社ですと、関税手続や、さまざまな部分でいろいろやっていただいたり、先ほどお話にありましたとおり、販路についてもさまざまなマッチングをする部分もあるということですので、まずは岩手県はこういうことをやっているのだというものを発信していただければと思うところです。その点につきまして、押切参事、何かありましたら。

**○押切参事兼産業経済交流課総括課長** まずモデル的に成功事例を生み出しながら、岩手県産株式会社にもノウハウを蓄積したいと思っております。岩手県産株式会社は、国内であれば預かって売ることにはできるのですが、国外ではなかなかそこまでのノウハウが蓄積されておりませんので、その辺も沖縄県の商社と組み、岩手県産株式会社も巻き込んで、さらには企業訪問すると、県内の輸出を志向する若い人たちからいろいろなものを国外に出したいというニーズも聞きますので、その辺を丁寧に拾い上げながら、小口の輸出もできる、さらに他の人もやってみるという広がりができるればいいと考えているところでござい

ます。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって商工労働観光部の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席くださって結構です。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。初めに、議案第 67 号平成 29 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 10 款教育費のうち教育委員会関係、第 11 款災害復旧費、第 6 項教育施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 10 款教育費、第 11 款災害復旧費、第 6 項教育施設災害復旧費及び第 3 条第 3 表債務負担行為表中、2 変更中 11 を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野教育次長兼教育企画室長 それでは、議案第 67 号平成 29 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）につきまして御説明申し上げます。

議案（その 4）8 ページをお開き願います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会の所管に係りますものは、10 款教育費のうち 1 項教育総務費から 7 項保健体育費までと、9 ページでございますが、11 款災害復旧費のうち 6 項教育施設災害復旧費であります。これらは事業量の確定や国庫支出金の確定に伴う整理などの補正でございまして、全体として 32 億 7,300 万円余を減額しようとするものでございます。

補正の主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げにつきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の 188 ページをお開き願います。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費のうち、一つ目の管理運営費につきましては、教育委員会事務局職員給与費の所要額の確定見込み等によりまして補正しようとするものでございます。

上から四つ目以降の被災幼児就園支援事業費補助から被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業費補助の 3 事業につきましては、市町村事業の計画変更に伴う補正でございます。

189 ページをお開き願います。3 目教職員人事費のうち、児童手当、その下の退職手当につきましては、受給者数及び退職職員数の確定見込みによる補正でございます。

190 ページですが、4 目教育指導費のうち、上から三つ目の児童生徒健全育成推進費につきましては、震災対応に係るスクールカウンセラー等配置事業などの国庫補助事業の確定等による補正でございます。

上から六つ目ですが、特別支援教育推進事業費につきましては、特別支援学校に配置している看護師及び高等学校に配置している特別支援教育支援員の配置実績等により補正するものでございます。

192 ページをお開き願います。2 項小学校費、1 目教職員費の教職員費、193 ページに参りまして、3 項中学校費、1 目教職員費の教職員費、194 ページに参りまして、4 項高等学校費、1 目高等学校総務費の教職員費につきましては、それぞれ教職員給与費の所要額

確定見込み等により補正しようとするものでございます。

さらに、195 ページでございますが、4 目教育振興費のうち、196 ページに参りまして、公立高等学校等就学支援金交付事業費及び奨学のための給付金支給事業費につきましては、受給権者数、それから給付者数の確定等に伴う補正でございます。

次に、5 目学校建設費の一つ目でございますが、校舎建設事業費につきましては、老朽化いたしました県立久慈高等学校及び県立福岡工業高等学校の耐震改築工事の契約額確定に伴い、補正しようとするものでございます。

198 ページをお開き願います。5 項特別支援学校費、1 目特別支援学校費ですが、一つ目の管理運営費につきましては、教職員給与費の所要額確定見込み及び特別支援学校経費の事業費確定見込み等によりまして補正しようとするものでございます。

三つ目の施設整備費につきましては、特別支援学校におきまして、いわゆる体温調整が難しい重度障がいをもつ児童生徒が在籍いたします全ての普通教室に冷房設備を整備するため、機器設置に要する経費及び前沢明峰支援学校特別教室棟の増築整備に要する経費を補正いたしますほか、盛岡となん支援学校の新築移転工事に係る契約額の確定などに伴います補正を行おうとするものでございます。

200 ページをお開き願います。6 項社会教育費、1 目社会教育総務費でございますが、上から六つ目の学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助及び一つ飛びまして、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費は、市町村事業等の確定見込みによる補正でございます。その下の指導運営費につきましては、社会教育関係職員給与費を所要額確定見込み等により補正しようとするものでございます。

次の2 目文化財保護費の文化財保護推進費につきましては、被災した市町村の博物館が所蔵する文化財の修復や、安定的な保管に要する経費などの確定見込みによる補正でございます。

201 ページに参りまして、一番下でございますが、埋蔵文化財センター施設整備につきましては、給水管の改修工事に要する経費を補正しようとするものでございます。

203 ページをお開き願います。7 項保健体育費、1 目保健体育総務費の三つ目の県立学校児童生徒災害共済給付金につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づきます県立学校の児童生徒に係る災害共済給付金の確定見込みによる補正でございます。

二つ飛びまして、指導運営費につきましては、文化スポーツ部に移管いたしました職員定数分の給与費を10 款教育費から2 款総務費に整備するため、補正しようとするものでございます。

次に、215 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、6 項教育施設災害復旧費、1 目学校施設災害復旧費及び2 目体育施設災害復旧費でございますが、これにつきましては県立高田高等学校の艇庫等及び高田松原野外活動センターの復旧事業につきまして、復旧予定地の工事進捗状況によりまして着手時期を見直したことなどに伴いまして補正を行おう

とするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。議案（その4）に戻っていただきまして、21ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表中、教育委員会の所管分は10款教育費のうち、1項教育総務費から6項社会教育費までの5事業、2億6,091万6,000円及び23ページに参りまして、11款災害復旧費、6項教育施設災害復旧費の6,573万円7,000円でございます。これら繰り越し事業につきましては、県立学校校舎の耐震補強工事、高田松原野外活動センター移転復旧整備などについて、計画調整に不測の日数を要したことなどによりまして、平成30年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。26ページでございます。第3表債務負担行為補正、2変更の表中、教育委員会が所管する事業は11体育施設災害復旧事業ですが、これは高田松原野外活動センター移転復旧予定地の造成設計の現地調査に時間を要し、来年度における建築設計の出来高がふえる見込みとなりましたことから、債務負担行為の限度額を変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 簡潔に1点だけお伺いします。190ページの教育指導費の中での児童生徒健全育成推進費についてお伺いします。これは減額が4,639万円余ということになっておりますが、この点につきましてはカウンセラー等の賃金だという認識でお聞きしておりましたが、減額になった理由、当初の計画からどのような展開になったということなのか、まずお知らせいただければと思います。

○菊池生徒指導課長 減額の4,630万円余りですが、スクールカウンセラー等の配置事業におきまして、沿岸部を中心に巡回型カウンセラーが13人、月額賃金で担当しております。その1人が私事都合により途中で退職されたということが1点ございますし、もう一つ、もっと大きいのが、毎年9月に心と体の健康観察を委託によって行っているわけですが、入札で1,000万円くらい実績が減になったというのが大きな理由でございます。

○郷右近浩委員 わかりました。途中でやめられたというのは残念ですが、やはりまだまだ被災地では、子供たちを取り巻く環境は、幾らかずつ、見た目ではよくなっている中にも、心の部分でしっかりしたケアをしていただけないという状況が続いていると思いますので、例えば欠員が出た場合にはそれを埋める、また予算があるのでしたら、せめてその予算を全部消化できるぐらい、しっかり子供たちに向き合える環境を整えていただければと思いますので、よろしくお願います。

○高橋孝眞委員 給与の関係で補正がありますが、教育委員会関係の職員は何人なのか、全部だと難しいでしょうから、教職員を除いて、事務をやっているのは、今年の4月1日時点で何人だったのか、その時点で欠員はあったのかどうか、また現時点では何人で、欠員がいるのかを教えてくださいたいと思います。

○永井教職員課総括課長 まず、今般補正予算案に計上させていただいております職員数は、教育委員会における県費負担教職員の数も含めた1万3,400人余でございます。

次に、教員、それから事務職員となりますと、それぞれ人数、定数がございますので、個別にお答えをさせていただきますが、私からは教員分を除いた事務職員の分をお答えさせていただきます。事務職員の定数は、先ほど申し上げた1万3,400人余のうち、事務局は270人、県立学校に258人、それから小中学校に470人余でございます。これにつきましては、年度当初は欠員はございませんでしたが、県立学校につきましてはやはり年度途中に退職ですとか、残念ながら死亡されたケースがございますして、今のところ事務局で1人、県立学校で1名の欠員が生じているところでございますが、臨時職員等の任用で業務に影響がないように補充をしている状況でございます。

○高橋孝眞委員 事務職員の関係ですが、当初予定していた時間外勤務は増加になっているのか、なっていないのかについてお聞きしたいのですが。

○永井教職員課総括課長 超過勤務の状況について、現時点では、上半期分の実績が手元でございますので、お答えをさせていただきます。事務局と県立学校の事務局を含めた数字でございますして、上半期の1人当たりの超過勤務の平均時間はおよそ58時間でして、これは月平均にいたしますと9.7時間となっております。下半期につきましても、現時点で欠員により業務が過重になっているですとか、超過勤務がふえているという状況にはなっていないと承知をしております。

○高橋孝眞委員 教育長に聞きますが、現定数で事業執行上、十分定員として満たされているか、どのように感じているかについてお聞きしたいと思います。

○高橋教育長 教員定数につきましては、職員数の上限を定めているということでございますが、東日本大震災津波発災以降、教員の加配措置ですとか、災害復旧に要する職員の見通しをもとに職員定数条例の改正をさせていただいておりますして、定数上の必要数は確保していると認識しております。

ただ一方で、先ほど郷右近委員からもお話がございましたが、今後また新たな課題等も出てまいりますので、そういうものに現有定数を振り向けるということ等も踏まえつつ、知事部局等を含めまして、岩手県の職員定数全体の管理をしっかりとやっていきたいと思っております。

○高橋孝眞委員 先ほど事務局が270人、年度当初は欠員がないが、現時点で欠員1人いるということだったのですが、その人数で当初計画された事業が十分達成されているという考え方でよろしいわけですか。

○高橋教育長 我々行政運営をするに当たりまして、最小限の経費で最大の効果を上げるということを基本にしつつ、職員定数もしっかり管理していくことに努めていかなければならないと思っておりますして、どうしても現行定数で間に合わないという場合には、改めまして職員定数条例の改正を議会にお願いするという場合もあろうかとは考えております。

○斉藤信委員 188ページの事務局費のところ、被災児童生徒就学援助事業費補助が

6,106万円余の減額ですか、この具体的な理由は。

あと、被災児童生徒就学援助事業費補助が県を通じた3分の2補助になっていますが、県の負担もあるのですか。

○佐々木学校施設課長 被災児童生徒就学援助事業費補助でございますが、6,600万円ほどの減額となっておりますが、当初予算は、昨年度の年度途中の事業見込みをもって予算措置をしております。被災児童に対する支援等の手当てでございますので、できるだけ不足がないように、ある程度余裕を持った予算措置をしており、あとは若干でございますが、対象となる児童数が少しずつ減っておりますので、そういったことも影響しているのではないかと考えております。

それから、3分の2の補助の県の負担でございますが、中身が2種類になっておりまして、通常の東日本大震災津波に伴う被災児童生徒の就学援助費につきましては国庫10分の10の補助金で、県の負担はございません。議案に表示しております3分の2の補助は国で制度化したものでございまして、熊本地震に伴い児童生徒が本県に移転している場合に、国が3分の2の手当てをするという事業内容でして、現時点では対象児童はおりませんので、一部、可能性を残して減額しているということでございます。

○斉藤信委員 6,100万円の減額というのは前年度の実績を踏まえてということですが、実数でどのぐらい減ったのですか。それと、ここに3分の2と書く必要があったのか。10分の10は書かないで、3分の2を書くというのはいかがなものかと思うので。

○佐々木学校施設課長 実数でございますが、昨年度の実績見込みに対しますと、きちんとした計算ができませんが、見込みの数字から二、三百人ぐらいの減になっているのではないかなと考えられます。その分は少し余裕を見ているとお考えいただければと思います。

それから、3分の2は表示して10分の10は表示していないとのことですが、定額と書いてありますのが、10分の10に相当する表記でございまして、なぜ定額となっているかと申しますと、国の予算の範囲内での補助でございまして、予算を超えてしまうとその分が持ち出しになってしまいまして、そうならないように予算案の作成上のテクニックとして定額という書き方になっているものであります。

○斉藤信委員 子供の貧困問題に関して、この就学援助制度というのは極めて重要な役割を果たしている。そして、市町村間で受給率にかなりの格差がある。これはおかしいと一般質問でも指摘しました。例えば被災児童を入れない場合でも、4倍以上の受給率の差なのです。そして、被災児童を入れると約10倍近い差になるのです。市町村所得にそういう差はないのです。本来就学援助が必要な子供、生徒の数というのは市町村で差がないと思うのですが、申請主義だからそういう差が生まれる。ある意味、行政の努力の差と言ってもいいと思うのです。基本的には市町村事業ですが、県も子供の貧困問題という問題を重視して取り組むという点からいけば、沖縄県の例も紹介しました。沖縄県では県がテレビCMを放送しているのです。就学援助の活用を訴えているのです。そして、もちろん学年進級の際、入学の際、全生徒に丁寧にこの就学援助の説明をしている。岩手県も県独自

にそういう努力が必要ではないのか。沖縄県の子供の実態調査で、困窮世帯の半分しか修学援助を受給していなかった。これが現実なのです。20%は制度を知らなかったということもあって、本来対象となるべき全ての生徒がこの就学援助を受けられるように取り組みをしたということです。県としては今の時点で独自にそういう普及の取り組みをやっているのか、今後はどうするのか、そこをお聞きします。

○佐々木学校施設課長 一般質問でも御質問いただきまして、いろいろと教育長から御答弁申し上げたこともございます。各市町村でそれぞれの実情に応じた丁寧な対応していると捉えているところでございます。

それから、視点としてはさまざまあろうかと思っていまして、まず基準、市町村でそれぞれこの所得よりも低い場合に対象にするという基準がございますが、その基準に満たない世帯に漏れがないことがまず一つであろうと考えております。もう一つは所得基準を若干上回っているのですが、支援が必要な児童生徒がいないのかどうかを的確に見極めて対応していくというのが極めて重要なことであろうと考えております。

市町村によって援助の基準が異なりますが、個別の児童生徒の実情を踏まえた認定を行っている市町村が半数以上でございます。加えまして、県の取り組みとしては、スクールソーシャルワーカー等と学校、福祉関係機関が連携をすることによって、個別具体の生徒の実情をきめ細やかに拾って対応することが一番大切なのではないかと考えております。沖縄県の対応の状況も承知しておりますが、なかなか説明資料、パンフレットを配っても読んでいただけない世帯に対して、どういうふうに手当てをするのかというのも非常に大切な視点だと考えておりますので、そういったことを含めて対応していくように市町村とともに取り組んでまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 県教育委員会の責任、役割というのは、本来受けるべき子供たちに就学援助をきちんと保障することだと思います。そのために問題があるのであれば打開する。もう一つは、市町村の格差を是正する、これもやはり県教育委員会の役割だと思うのです。私は被災児童生徒就学援助というのは、本当に支援が必要な子供たちを救う、大変重要な制度だと思うのです。国が10分の10補助するというのもあるのだろうけれども、そのことによって本来救済すべき対象が広がった。この問題はしっかり受けとめて、ぜひ県教育委員会としての役割を果たすように取り組んでいただきたい。

次に、196 ページに公立高等学校等就学支援金交付金事業費の減額4億円余、奨学のための給付金支給事業費、これは6,265万円の減額でしたが、多目に見積もっていたということもあるのでしょうか、実人員でどのぐらいの減だったのか、前年比プラスになったのかを示してください。

○佐々木特命参事兼予算財務課長 まず公立高等学校等就学支援金交付金事業費について御答弁させていただきたいと思っております。今年度の実人員でございますが、この制度の対象としております生徒数が、平成28年度は2万6,885名でございました。定時制も含めますと2万7,414名。今年度につきましては2万6,203名、定時制等を含めると2万6,822

名ということで、このうち一定の所得未満の御家庭が対象で、今年度は受給認定者が2万2,968名で、85.6%の認定となっております。

当初予算の積算に当たりましては、1年生につきましては定員数で積算しております。2年生、3年生につきましては、10月1日時点の生徒数に認定率という、県の政策地域部で算出している所得が900万円以下の世帯の割合92.1%を掛けて出てくるのが当初予算の人数としておりまして、それと最終的な実数との乖離が補正の額となっているところでございます。

○鈴木企画課長 奨学のための給付金の積算の対象人数の関係でございまして、平成29年度の当初予算におきましては、3,997名を見込んでいます。これは、過去2年間の実績の平均を用いて見込んでおります。生徒数が減っている中で、ある程度余裕を持って予算を計上するためにこういった積算をしているところでございまして、平成29年度の補正の対象の人数につきましては、後でお知らせをさせていただきたいと思っております。

○斉藤信委員 次に、200ページに、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費が1,910万円余の減額になりましたが、具体的な事業の実績を示してください。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業でございまして、その中の一つは、安全な居場所づくりということで、放課後子ども教室を平成28年度22市町村に107教室開催しております。年間の参加延べ人数は約23万人。教室ごとによって週何日開くかというのは違うのですが、開催数を延べで合わせますと約1万余回ということになります。大体一つの教室当たり年間開催する日数は96回という実績となっております。

それから、中高生の学習支援というのがございまして、特に本県においては中高生の学びの場の確保ということで、沿岸地区6市町村に14カ所展開をしております。実績につきましては、まだ平成29年度は上がってこないのですが、平成28年度の登録者数、通っている中高生の数は308名となっております。

○斉藤信委員 1,900万円減ったのはどういう理由ですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 先ほど申し上げたとおり、県内22市町村の子ども教室の予算はかなり大きいわけですが、精査をしていく中で、計画時と比べまして申請額の変更がそれぞれの市町村でございまして、それを合わせたところ、このような額になったものでございまして、具体的には開催日の変更などの理由によるものと把握しております。

○斉藤信委員 では、最後ですが、198ページの特別支援学校費ですが、施設整備費が1億円余の補正と説明がありましたが、体温調整の難しい重度障がい者を有する児童生徒が在籍する全ての普通教室に冷房設備を整備する。これは何校、何教室になるのか。今まで整備されていたのか、今回新たに整備されるのか、整備率はどうなるのか。

もう一つは、前沢明峰支援学校の教室不足解消のための増設とありますが、教室不足は、前沢明峰支援学校だけではないと思うのですが、今年度の特別支援学校の、学校数と教室不足数はどうなっているのか。これに対する前沢明峰支援学校以外の対策はどうなるのか。

を示してください。

○**佐々木学校施設課長** エアコンの設置につきましては、各支援学校に医療ケアの教室がある学校がございますが、この教室には全てエアコンがついております。全体で大体 10% ぐらいと考えております。

それから、今回設置しようとしている教室でございますが、普通学級に就学している子供のうち、体温調整が難しいためエアコンが必要な児童が 1 月末の実数で 136 人在籍しております。それに対応する必要教室数が 47 と把握しておりまして、現在エアコンを設置している教室が 25 ございますので、残り 22 教室に全て設置をしようというものです。

これまでもエアコンの設置につきましては、各学校からの要望ですとか、生徒の状況によって、県の施設整備の予算の範囲内で設置してきたところでございますが、なかなか一遍に手当てをするような状況になかったこともございます。それから、学校ごとの対応にも温度差がありました。昨年度の猛暑ですとか、各学校からの要望、盛岡となん支援学校もできましたので、施設間格差が出ることも考慮いたしまして、ここはことしの暑い夏が始まる前にぜひぜひ手当てをしようということで、今回補正予算に計上させていただいたということでございます。

学校数につきましては、22 の教室数の内訳になりますが、7 校に設置をすることにしておりまして、その中で多いのは盛岡みたく支援学校に 8 教室、花巻清風支援学校に 5 教室、前沢明峰支援学校に 4 教室などとなっております。

○**佐々木特別支援教育課長** 特別支援学校の教室不足についてでございますが、全国的に特に知的障がいを対象とした特別支援学校教室が狭隘化していることが課題となっております。本県におきましても現在 8 校、不足する教室の総数ですと、今年度は 56 教室という調査結果となっております。その対応につきましては、施設設備費にも計上しておりますが、前沢明峰支援学校の特別教室につきまして、現在 5 教室不足しておりますのが、この実習棟の新設によって解消されることとなります。そのほか、現在、仮設ではありますが、盛岡地区の知的障がいを対象とした特別支援学校の新設に向けて、盛岡となん支援学校の旧校舎を活用して整備をする予定であります。

あと、平成 30 年度の予算でございますが、今後の方向性として、釜石祥雲支援学校の新築移転に向けた計画等を進めてまいりたいと思います。そのほかの教室の不足につきましても、今後前向きに検討してまいりたいと思いますし、あわせて現在分教室という名称で、二戸市、一関市、遠野市の小学校、中学校と共有させていただいております教室の不足分につきましては、各市教育委員会とやりとりをし、教室を新たにふやしていただくなどして対応しております。

○**鈴木企画課長** 先ほど斉藤委員からお尋ねがございました奨学のための給付金の対象者の数でございます。先ほど申し上げました数が現時点での確定値でして、3,997 人でございます。当初予算につきましては、過去の実績をもとに 4,500 人見込んでおりまして、見込みよりも多少少なくなったというところでございます。

○小西和子委員 私も特別支援学校費の施設整備費の学校施設維持保全事業についてなのですが、同じように寄宿舎についても要望があるのですが、寄宿舎の現状はどうなっているのでしょうか。

○佐々木特別支援教育課長 本県には寄宿舎を設置している特別支援学校が盛岡の視覚支援学校、聴覚支援学校、それから先日移転いたしました盛岡となん支援学校、知的障がいの花巻清風支援学校、前沢明峰支援学校、そして沿岸部の久慈拓陽支援学校、気仙光陵支援学校に寄宿舎を設置しております。岩手県は広い県でございますので、どうしても通学が難しいというのが課題になり、寄宿舎の位置づけとしましては通学保障の一つとして設置しているというところでございます。寄宿舎に限ったことではないのですが、本県の環境から通学面での保護者からの、通学補助をもっとしてほしいという要望は来ておりますが、現状では寄宿舎の今後の整備等の計画は特に立てておりません。

○小西和子委員 済みません。私の言葉足らずだったと思います。冷房設備のことでございます。体温調整の難しい重度障がいの児童生徒はもちろんです。1階に居室している生徒の保護者から、夏暑いので窓をあけると、防犯上とても心配だ。何とか冷房設備を整備してほしいという要望がありますが、そのことについてお伺いしたいと思います。

○佐々木学校施設課長 寄宿舎についても要望があるということは承知しております。差し当たって最も手当てが必要なところについては全て手当てをさせていただきました。あとは、それ以外の普通教室にもつけてほしいという要望もございます。寄宿舎にもつけてほしいという要望がございます。ほかの高校からも要望がございまして、教職員も執務環境ということで職員室にもという声もございまして、さまざまな要望がございまして、この辺につきましましては次の課題ということで前向きに検討、議論しながら、優先度を見極めて対応させていただければと思います。

○城内よしこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしこ委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可ということに決定いたしました。

次に、議案第104号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題とします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○荒木田保健体育課総括課長 議案第 104 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて説明申し上げます。

議案（その 5）の 18 ページをお開き願います。あわせてお手元に配付してございます資料をごらん願います。

議案の事件は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇様を相手とするものであります。損害賠償の額は 199 万円とし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。

損害賠償の原因は、県立金ヶ崎高等学校グラウンドにおいて、野球部の活動をしていた生徒の打球が〇〇〇〇様及び〇〇〇〇〇様が共有する家屋が建設されてから平成 29 年 6 月 16 日までの間、当該家屋に衝突したことにより破損したことによるものであります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 随分飛ばしたものだなというような率直な感想です。この件ですが、今回は損害賠償という形で和解するといったことでお示しいただいておりますが、これまでに打球がネットを越えて飛んでいったとのことですが、しかしながら、多分家が移転したわけではなく、そこに残っているという中であって、それに対する対策等をやらないと、またいずれ同じようなケースが続くと思いますが、学校側で何か手当てをやっているのか、まずその点についてお聞きしたいと思います。

○荒木田保健体育課総括課長 委員御指摘のとおり、実は長年にわたりまして、ネットを越えてぶつけたものでございます。場所がちょうどレフト側のネットの奥のほうに隣接している家でございます。これまでも、実は歴代の顧問などが練習方法やバット、ボールを工夫したり、県でもかさ上げをしたりという対応はしておりますが、いかんせん本当に隣接しておりまして、風の状況であつたり、選手の技能が向上すれば向上するほど、そのような状況になることがございました。それで、今金ヶ崎高校では打球が飛ばないように、倍の大きさのゲージをつくりまして、ボールが飛んでいくところを狭めて、さらに上のほうに打球が飛ばないようにネットを下げ、バッティング練習をしている状況でございます。飛び越さないように角度を変えるということも学校で工夫しているところでございます。

また、県としましても、二度とこのようにボールが飛び出すことがないように、平成 30 年度にはグラウンドの向きの変更の措置を講じる予定としております。

○高橋孝眞委員 平成 29 年 6 月 16 日までの間ということですが、これはいつから発生したのか。発生したときからこれまでに、何も相手から言われなかったのかという疑問が湧くわけですが、この辺はどういうことなのでしょう。

○荒木田保健体育課総括課長 当たって何もしていないわけではございません。これまでも生徒が行って謝ったり、顧問が行って謝ったりはしております。昨年 6 月 16 日にボールが当たりまして、生徒が謝りに行き、住んでいる方から県のほうに、どういうことなの

だ、何回も当たっているのだという苦情電話が参りました。学校で対応しまして、校長、事務長、副校長、監督も謝罪に行ったのですが、やはり長年にわたって当たっている現状があり、何とかしてくれないか、これは被害の実態調査をしてくれと、原状回復をしてくれという要望が出されたということでございます。

いつからということにつきましては、平成4年ごろからと持ち主からは話がありました。

○高橋孝眞委員 6月16日までということについてはわかるのですが、それ以前の部分についても補償しなければいけないというのは、なぜそう壊れたかということはわからないのに、どういう方法で損害賠償額の認定をしたのですか。

○今野教育次長兼教育企画室長 額の認定ということにつきましては、相手方から見積書を出していただきまして、それを基本に踏まえながら、かつ類似の前例等も参考にしながら、我々県教育委員会も現地を確認した上で、おおむね適正な額と判断をさせていただいたものでございます。

○高橋孝眞委員 平成4年当時からとなると、ずいぶん前のものもあるわけですが、これは時効があると思うのですが、この時効についてはどういう考え方ですか。時効を中断させるような行為があったのかということがあると思うのですが。時効は中断してないとするれば、それ以前のものについて支払いをすることは、県としてもおかしいのではないかと私は思うのですが、その点はどうなのでしょう。

○今野教育次長兼教育企画室長 時効についての考え方ということでございますが、今回確認されている損害箇所数が40カ所でございますし、それから最大で約30年間による長い期間にわたって損害が生じているという中で、実際個々の発生時期を箇所ごとに特定するのが事実上不可能な状況にあるということがございます。また本事案につきましては、年に数回程度の頻度で継続的に生じてきた事案でございまして、これは損害個々ではなくて包括的に捉える、いわゆる継続的不法行為という考え方を当てはめるのが妥当ではないかといった旨、顧問弁護士とも相談の上で、今回確認された全ての損害について賠償するのが適当ではないかと考えたところでございます。

○高橋孝眞委員 継続的だと言われればそのとおりですが、これまで相手側は何も言わないでいて、どうして今回相手が言ってきたことを100%信じるのか、私はよくわかりません。10年も前のことだと言えば10年も前のこと。ただ、相手が全部、この日はこういうこと、ここはいつこうだったということを証明してもらえるのであれば、確かに継続的なのかもしれません。でも、それはどう証明されているのでしょうか。今回、6カ月が時効であれば6カ月間前などの整理をしなければいけないのではないかと思います。反対という意味ではないです。やはりきちんと整理をしておかないと、過大に支払いしたのを認めたのではないかとと言われてしまうような気がするのです。そういう整理をきちんとしてもらい必要があると思うのですが。

○今野教育次長兼教育企画室長 金額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、見積書を踏まえながら、前例等も勘案した上で適当と考えているところでございますし、被

害の状況についても、県教育委員会も実際にその現場を確認した上で、これはやはり打球による損傷であろうといった確認をさせていただき、こういった結論に至っております。

○**斉藤信委員** 長期にわたる問題で、今まで金ヶ崎高校はネットを上げたとか、今までどういう対応をしてきたのかを第1点お聞きしたい。

あと第2点は、図面上、これはホームラン的な当たりなのか、ファウル的な当たりなのか、そこをお知らせください。

そして、三つ目、実は私、盛岡第四高校で同じ相談を受けて、県教育委員会に解決を求めた経緯があるのです。盛岡第四高校は今は大丈夫ですか。

○**荒木田保健体育課総括課長** これまでも野球の練習や試合をしたときに飛び出している、学校側では平成27年からは練習試合はやめるというような対応をしています。あとは金ヶ崎高校は森山球場の近くですので、夏の甲子園の際の練習会場としてもよく利用されていたのですが、その際貸し出しはしないということで、再発防止に取り組んでおります。あと、やはりバッティングも飛びますので、後ろのバックネット側からバッティング練習するなどの工夫もしているようでございます。

あと、位置でございますけれども、レフト沿い、三塁線沿いのところでございます、ちょうど打球が上がるとぶつかるような位置でございます。距離は、県営球場の両翼が91.5メートルですが、それより2メートルほど短いところに防球ネットがございます。

○**佐々木学校施設課長** 盛岡第四高校につきましては、平成25年度から校外への打球の飛び出しの対策をしております、昨年度の防球ネットのかさ上げで一通りの工事を完了したということでございます。その後は、打球が校外に飛び出したという事案は聞いておりません。

○**城内よしひこ委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**郷右近浩委員** 新年度予算にもかかわりますが、もちろんこれは平成29年度2月補正の審議なので、部活動指導員についてお伺いしたいと思っております。今回新年度予算で2,560

万円ほど計上されておりますが、この部活動指導員は、岩手県においては平成 29 年度からモデル事業としてやってこられ、いよいよ今回本事業として全国一律に始まってくる事業であると認識しております。モデル事業としてやってきた中で得られた評価、さらには課題まで見えていると思います。そうした部分について、最初にお知らせいただければと思います。

○**荒木田保健体育課総括課長** 委員のお力添えをいただきまして、今年度スポーツ庁の委託事業で、地域の人材を活用した総合型地域スポーツクラブ等の民間団体と連携しながらモデル事業を実施したところでございます。部活動指導員の配置に向けた取り組み、またはガイドラインの作成のための資料の一部としても活用されたところでございまして、サッカーでは奥州市立水沢中学校と NPO 法人シチズンスポーツ奥州、卓球では岩泉町の安家中学校と県のスポーツ指導者協議会にそれぞれ部活動指導員を配置しまして、モデル事業を展開したところでございます。

この成果につきましては、やはり学校と外部の指導者が非常に綿密な打ち合わせをしたことにより、学校をよく理解していただき、部活動の位置づけもよく理解した上でこの事業に取り組まれたので、学校はその方に部活動を非常に安心して任せられた。また、そのとおりの専門の方ですので、専門の指導を受けることができたという成果がございまして。あと、種目の経験がない教員にとりましては、専門の指導をしていただけたということで、非常に負担感も減ったということが成果でございました。

一方で、課題につきましては、派遣される指導者の人選に時間がかかること、あとはもう少し指導者が指導したいのだけれども、学校の事情でできなかつたりなど活動時間の課題もありました。あと、練習を学校ごとに行うことで負担が大きいということもありました。そういう成果と課題を踏まえながら、来年度の部活動指導員の配置に向けて取り組んでまいりたいと思っています。

○**郷右近浩委員** それで、今回この 2,560 万円の予算になっておりますが、大体 80 人から 90 人ぐらいの人件費だと認識しているわけです。現場の声を私自身も聞いて歩いたわけですが、その中で、これまでも部活動といっても、部活動としてやっているのは 1 時間ぐらいのもので、その後父母会が練習を行っているというような実態があると聞きました。またさらには、スポーツ少年団など、いろいろな外部の方々はその後の指導をやっていたいているなど、なかなか全てが部活動だとは言えないということでした。指導者の方々も、せっかくだったら 2 時間ぐらいやっていたらいいという意見があるわけでありまして。

今回これまでの課題というのが見えたわけですので、やはり子供たちに対してきちんとした指導ができるような、そしてもちろん学校側とさまざまな形で了解をとっていきながら指導していくといったことが必要になってくると思うわけです。先ほど指導者の人選がなかなか難しいということで、スポーツクラブですとか、元教職員ということも検討されると認識しておりますが、しかしながらしっかりと指導者の方々ができるような形をぜひとも構築していただかなければと思っているところです。予算は県では計上しており

ますが、恐らく市町村では予算立てはまだしていない状況だと思います。市町村が準備できていない中で、市町村に、県が予算計上したということをお話ししても、4月にすぐに実施というわけにはもちろんいかなく、5月、6月という形でスタートしていく。そして、市町村や学校でも指導者を探していただかなければならないとなると、これはどんどん、どんどんおくれていくと認識しております。やはり、ローリングしてきちんと事業が回っていけば、本来きちんとロスがなくなると思うのです。そうした意味で平成30年度のスケジュール感というか、県で、指導者の配置までどのように進めていこうとお考えかお伺いしたいと思います。

○荒木田保健体育課総括課長 委員御指摘のとおり、この事業につきましては市町村への補助事業とはなっておりますが、国の地方財政措置がされることになるようですので、財政的にも措置していただきながら、県でも実施要綱等を整備して市町村が活用できるような支援体制を整えながら、スケジュール感を持ってやっていきたいと思っております。

○高橋教育長 この部活動指導員の導入の趣旨については、教職員の勤務負担の軽減もありますし、教育的には子供たちの充実した教育を実現するためということで、子供たちの部活の適性化等とあわせて導入するということです。

県立学校については、県が予算措置をすれば、それで動き出す環境が整うのですが、市町村の場合ですと、事業主体が市町村ですので、市町村の予算措置も必要でございます。先月上旬に全市町村の教育長に集まっていただく教育長会議を開催いたしました。その際に、文部科学省の考えなのですが、これは将来的には部活動も地域スポーツと、地域に根差したスポーツ活動にしていきたいということで、市町村も事業主体ということで事業を組み立てたということでございます。市町村の予算措置が必須だと申し上げて、各市町村の教育長からもいずれ何とか前に進みたいという感触を得ております。来年度当初予算で措置される場所もございまして、結果的に間に合わないところは補正ということもあろうかと思っております。さまざまな課題がありますが、部活動の時間ですとか、土日に重点化するとか、いろいろな方法あると思っておりますので、その辺を実績を積み重ねながらいい方向に持っていくように努力していきたいと思っております。

○郷右近浩委員 本当にそうです。私も、教師の多忙化解消については、本当にうまく形になれば、子供たちにとっても、教職員の方々にとっても両方にとって非常にいい形になるのではないかと。ただ、やはり、学校現場に外部の方を入れることはきちんと話し合いなどで調整をとっていかねばならないという大変さもあると思っておりますが、ぜひともしつかり前に進めていただきたいと思います。

教職員人事管理費で非常勤職員の学校事務補助の配置事業ということで、今回も2,000万円の予算を計上していただいております。例えばコピーや、資料の整理などの事務的な部分をやっていただくよう配置していくと理解しておりますが、この2,000万円で何名ほど、どのような形の学校に配置していくのか。まずは、恐らくそんなに多いわけではないと思うので、何か基準があって、配置をしていくのかについてお知らせ願いたいと思いま

す。

○永井教職員課総括課長 委員御指摘の事業につきましては、いわゆる国の多忙化解消対策としてスクールサポートスタッフという名前で制度として置かれているものでございまして、職員室の先生方の教材の準備や、軽微な採点ですとか、その他さまざまな業務をアウトソースして請け負ってもらうことによって、先生方がしっかりと生徒と向き合って指導できるようにするという趣旨のもとに制度がつくられたものでございます。

国もまだ予算審議中でございますので、現時点でまだ国から詳細な人数の割り当てははっきりとは来ておりませんが、現時点では13名を念頭に措置をしたいと考えているところです。その配分につきましては、やはり全学校に配置する人数はとても足りませんので、まず各地域において、それぞれ特性があると思いますので、具体的には市町村教育委員会とも相談をしながら、教育事務所単位である程度一定の条件が整った学校に適切に配置していきたいと考えております。必ずしも大規模学校に限ったわけでもございせんし、また小学校、中学校の校種別の特性もございまして、そういったものを県教育委員会と市町村教育委員会ですっきりと意見交換しながら、国の内示を待つて具体的な配置校を速やかに決定して、配置してまいりたいと考えております。

○郷右近浩委員 国の事業としては、私自身これは本当に物すごく評価しています。教師を1人ふやせられればもっとよかったと思いながらも、しかしながらそうしたことで何とか現場の多忙化解消につながり、先生方と一緒に学校をさらにいい環境にしていくというすばらしい事業ですので、国の予算措置がはっきりわかっていないという話ではありますが、13名から始まって、やはり多くの学校に配置できるように、また学校内でどのようなことをやっていただけるのか、結果を見ていながら、ぜひさらに前に、いい形で先生方の多忙化を解消できるよう、サポートをきちんとできるように持って行っていただければと思うので、どうぞよろしく申し上げます。

○城内よしひこ委員長 この際、午後3時15分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 2月13日に小学校の教員が不適切な言動で停職3カ月という大変重い処分を受けた事件がありました。事実経過をお聞きしたときは、本当に驚くべき人権侵害というか、虐待というか。そのことによって生徒が不登校に陥ると、いじめでいったら重大事態です。どういう不適切な言動が繰り返されたのか示していただきたい。

○荒川小中学校人事課長 不適切な言動についてでございますが、担任が不在のときに児童が教室、廊下を走り回ったことについて担任が指導した際に、2ページの反省文を書かせたのですが、量が2ページに達していなかったことから、何度もやり直しをさせたということがきっかけでございます。その中で、おまえはこの学級に来なくてもいい、反省が足りないなど執拗な威圧的な指導を何度も繰り返したというのが概要でございます。

○齊藤信委員 少しリアルさに欠けていました。そんな甘い話ではなかったのです。教室や廊下を走り回ったというのが出発点です。大したことはないのです、教室や廊下を走り回ったというのは。元気だねと、これぐらいで済む事件です。2ページの反省文を書くということは子供から言い出したようなのですが、書いてきた反省文が2ページに達しなかった。何と言ったか。反省してねえな。もう知らねえと言って、被害児童とは別の児童のノートを床にたたきつけた。もう来なくていい。学校に来てもいいけど、学級には入れないし、ほかで勉強しろ。お前たちがいなくても、俺も学級のみんなも困らない。他の学校に行っていよいよ。そして、その後この被害生徒は2ページの反省文を書き直して持って行った。そうしたら、そんなに早く書けるのですか。簡単に書いたものは見たくありません、と言った。母親に対しても、今受け取ると許したことになります。今突っぱねている状態です。今持ってこられてもあれなんですよ。わかりますかと。2ページ反省文を書いても受け取らない。進んで謝罪したにもかかわらず、謝罪が不足だと言った。そういう叱責が9月28日、29日、10月3日、4日、5日と続いて、結局はこの子供は不登校に陥って、今も学校に戻れなくなった。

本当に私はこれが教師のやることかと思います。言葉も乱暴、やっていることも乱暴、これはまさに人権侵害であり、虐待ですよ、教師による生徒に対する。何でこういう事件が発生したのか、この点について学校や教育委員会はどのように受けとめ、今後の対策に生かそうとしているかを示していただきたい。

○荒川小中学校人事課長 本当に我々としても信じがたい事案でございます。子供を守るべき、教え導くべき教師が、こういう暴言で子供を追い詰めるということは、あってはならない、想像もできないような事案でございました。ただ、そういう教師もいるということをやはり認識しなければならないと受けとめました。この教師は自分で抱え込んで、相談することもなかった。プライドが高くて相談することは恥だという考えを持った教師だったようです。先週の土曜日も来年度教員として採用する二百数十名を集めた最初の研修会を持ったのですが、その場でも、まず自分で抱え込まないで、悩んだらきちんと管理職、先輩教員に聞く、そして指導を仰ぐ、そういう謙虚な姿勢で教育に当たるようにということを指導したところでございますし、事あるごとに、これから研修で指導していかなければならないと考えております。管理職につきましても、気づかなかつたという状況もありますので、日常の授業巡回はもとより、定期的な面談だけでなく、随時面談を繰り返すとか、教職員とのコミュニケーションを活発にとって対話を心がけていくとか、管理職の姿勢についても管理職研修等でも徹底していかなければならないと考えております。

○齊藤信委員 私は教師の言動を半分ぐらいしか紹介していないのですが、まだあります。それはもうやめますが、教育基本法では、本来教育というのは、子供の人格の完成を目指す、わかりやすく言うと、子供たちの心を育てる。だから子供の貧困問題を私は取り上げましたが、子供が貧困のために朝食を食べてこないとか、忘れ物することがあったら、学校でケアするよう私は一般質問で提起しましたが、本来そういう問題を抱えた子であつ

でも、忘れ物をしたから家に帰して持ってこいなんていうのは教育ではないのです。忘れたときも学校にきちんと物があって、ではこれを使いなさいというぐらいの学校でなくてはならない。子供に本当に寄り添う、悪いことをやってもそれを正す、いいところは褒めるというような、やはり教育の根本が今回の事件で問われているのではないかと。生徒、子供をどう見るのか、どう接するのか、ここの根本に大きな問題があったのではないかと。

もう一つは、相談してこなかった。私、ここに学校の雰囲気、あり方が問われているのだと思います。学年会も学校も、相談しやすいようになっていない。大体いじめでも何でも教師が抱え込むのはそういう学校なのです。自分で解決しなくてはならないと思込んでしまう。それは、相談するような体制、雰囲気にないのです。教師の協働性、私は学校にとってこれが決定的に重要だと思うのです。教師が協力し合って、いろんな問題を相談し合って、そして本当に気軽にそういうことができる体制、雰囲気をつくっていくということが大切なのではないか、私は二つ目にそのことが問われているのだと思います。だから、管理職も確かに処分されているけれども、管理不行き届きだけではない、そういう学校になっていたのではないかと思います。

そして、やはり校長や副校長は巡回をして、特に若い先生はどういう授業をしているのか、子供とどう接しているのか、自分の目で見て助言をする。校長室にふんぞり返っていないで、そういう授業の現場、学校の現場で先生を励ます、そういうことが管理職には問われているのではないかと。だから、事件があったから処分するというのではなく、今度の事件で問われている問題の見解を深めて、そしてこの事件というのはほかの学校でも起こり得るわけだから、そういうふうにしっかり教訓を深めて対応していただきたい。これは教育長にお聞きします。

**○高橋教育長** ただいまの斉藤委員の御指摘を真摯に受けとめなければならないと思っておりますし、またそのような御意見をしっかりと学校現場に浸透させていくというのが教育行政の大きな役割だと思っております。これまでいじめ問題もそうですが、体罰問題も全国的に大きな課題となる中で、学校組織を挙げて、しっかりと子供に向き合う、そして子供を守ることが学校の大きな責任だということをさまざまな機会を通じて市町村教育委員会、各学校現場に伝えてきたところです。今般の事案は単に体罰ということではなく、まさに人権侵害でもございますし、本来の教育の姿、あるべき姿というのが問われている具体的な事例だと認識いたしております。

関係市教育委員会、学校から十分に話を聞いた上で、今回このような大きな処分を行ったところでございますが、この経緯等を含めまして、それぞれの学校には他山の石としてもらうことが極めて大事でございますので、これまでの不祥事等も含めまして、しっかりとこれを学校教育の中で生かしていく。それがまたそれぞれの教員を守ることにともなり、そして子供たちの教育を充実させていくということにつながる大事なことだと思っておりますので、しっかりと取り組むように努力していきたいと考えております。

**○斉藤信委員** もう一つ、きょうはいじめ重大事態に係る学校、県教育委員会の対応につ

いて、改めて質問したい。これは県教育委員会に関わるものだから県立学校ということになりますが、事故調査報告書を読ませていただきました。これは12月のときにも指摘したのだけれども、十分な調査をやっていないケースが少なくない。全然やらない場合もある。これは、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの防止等のための基本的な方針に反するのではないかと思います。いじめ防止等のための基本的な方針にはこう書いてあるのです。重大事態への対処、学校の設置者または学校による調査。いじめ防止対策推進法では第28条ですが、学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。重大事態以外だって調査しなければだめなのですが、法律にこう規定してあるわけです。そして、そのガイドラインでまで示しています。

ところが、事故調査報告書を見ると、いじめられた被害児童、そして父母が調査を求めないと、これを理由にして全然調査をしない。これはあり得ません。これは、まさにいじめ重大事態を隠すものです。法律の精神にも反すると思うのです。大体いじめ重大事態への対応は法律でこういうふうに規定されているわけだから、私は保護者や当該児童が調査しなくていいと言っても、この問題を解決しなければ学校は再生しない、子供たちの教育にもならないと法律の趣旨を丁寧に説明して、必要な調査をすべきだと思うのですが、なぜ調査そのものを全くしないということになるのか。そこにどういう合理性があるのか答えていただきたい。

○菊池生徒指導課長 先ほど委員御紹介の部分につきましては、いじめ防止対策推進法の第28条の規定と捉えております。いじめ重大事態にかかわっては、国の基本方針におきまして、基本方針と、それからいじめ重大事態の調査に関するガイドライン、この二つをもとにして調査を進めることになっております。その中で、調査につきましては先ほどいじめ防止対策推進法にございましたとおりですが、その基本方針の中に事実関係を明確にするための調査の実施というのがございます。ここで二つほど示してありまして、一つは当該の児童生徒から聴取が可能な場合、もう一つは聴取が不可能な場合という例示がございます。いずれいじめ重大事態では、被害児童生徒の学校復帰というのを第一に考えてまいります。また、その被害児童生徒及びそのいじめを認知し報告した児童生徒の保護が最優先という記載もございまして、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するという記載もございまして、学校の取り組みとしましては、先ほど委員御指摘のとおり、事実を網羅的に明らかにして、対処をし、そして再発防止に資するということが本来の目的でございます。この部分につきましては、学校が御提示申し上げるのですが、その後の被害児童生徒の学校復帰等の阻害要因を判断するのは被害生徒及び保護者でございまして、これがある場合は、被害児童生徒の意見をきちんと聞き、寄り添った対応をするということが第一義と考えております。

○齊藤信委員 今ガイドラインを紹介されましたが、ガイドラインにはこう書いているのです。被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある、決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。以上のことを踏まえた上で、学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること、こうなっているのです。

全然調査しない例が4件あるのです、去年、おとしで。重大事態が発生していて、いじめた側の調査はしない、いじめられた側の調査もしない、これでどうして子供が復帰できますか。復帰できるわけがないではないですか。重大な事態が起きているのに事実関係も調べないで、生徒にも知らせないで、それで子供が戻れるなんてこと、絶対ありませんよ。子供たちが、特にいじめた子供が誤りに気づく。いじめは4層構造と言われるけれども、はやし立てる人、傍観する人もいるのです。そういうところも含めてこの問題は解決しなければだめなのです。子供の自治の力で解決するというのは最後の解決の方向なのです。重大事態を調べもしない、子供たちに知らせなかったら、どうしていじめを解決できますか。私はやはり詭弁だと思います。

そして、この重大事態があったときには、学校に組織を設置するとなっています。この学校の組織の中には第三者の専門家を入れなさいと。この事故報告書の中には、そういう専門家を入れたという形跡もありません。本当に重大事態になったら、最終的に学校が調査するか、県教育委員会が調査するかは、県教育委員会の判断ともなっています。だから、あなた方が学校任せにしているということも県教育委員会の判断なのです。

自殺未遂した事件もありましたが、そういうことも含めてこの問題をきちんと法律に基づいて調査をして、学校がその教訓を明らかにして、生徒にもいじめの問題を明らかにして解決していく、そういう学校をつくるべきではないですか。

○菊池生徒指導課長 委員から、調査がない学校ということで、平成27年、平成28年で4校と先ほど御指摘がございました。調査がないというのは、その生徒にかかわる調査がないということございまして、全ての事案におきまして、各学校で教職員の調査は実施しているところでございます。網羅的に事実関係を明らかにし、その後その子供の学校復帰については先ほど申し上げたとおりでございます。いじめにかかわって、どういういじめを受けたかということ、実質心、体で一番わかっているのは被害児童生徒でございます。よって、でき得る限り学校で調査をし、その学校の調査結果を被害児童生徒及び保護者に御提示申し上げて、それで御了解を得られたというのであれば、いじめを受けた子供も、そしてその保護者も、この事実関係については御了解いただけたものというふうに判断しているところでございます。

なお、再発防止にかかわっては、報告書の中に、全ての学校がいじめの認知から対応、そしてその後のケアの部分も含めて記載しております。県教育委員会で、報告書を見まし

て、それをまとめてみますと、全国の事例であるようにいじめの認知が甘かった、組織的な対応ができていなかった、情報共有ができていなかったという部分にまとまってまいりました。これは1つの学校の問題ではなく、県内の小中学校も含めた全ての学校において取り組まなければならないことと捉えておりまして、平成28年度、平成29年度においては、県の重点項目として各学校に周知し、取り組んでいただいているところでございます。

ただ、今後につきまして、いじめの対応等もいろいろ変化しておりますし、また報告書等については専門的な知見も含め御審議をいただくような内容も今後出てまいると認識しております。県の第三者委員会、いじめ問題対策委員会の所掌事項においても、いじめの検証等について審議できるような仕組みになっておりますし、教育委員会の定例会または協議会等におきましても、そのような場として活用をすべきという御意見も賜っておりますので、このようなことも含めて対応してまいりたいと考えております。

**○斉藤信委員** 先生の調査もやったと言われました。では、事例を紹介しましょう。これ、日付も何も黒塗りですが、いじめが原因と思われる不登校の案件です。生徒からは調査は必要ないと言われてやらなかったのですが、先生の調査をやった。その先生の調査で、からかい、いたずら、悪口、いじめなどを受けていたと思うかと聞いたら、受けていたと思うがゼロ、受けていなかったと思うが4人、わからないが70人。これで何がわかるのですか。先生はわからないのですよ、全然。生徒の調査をやらなかったら、いじめはわからないのです。これが実態です。先生の調査をやったって、何の意味もないでしょう。74人調べていじめを受けていたと思うという先生は一人もいなかった。おかしいでしょう。これでは先生も教訓にならないし、生徒も教訓にならないし、学校もいじめというのは隠すものだという認識にしかありませんよ。

先ほどガイドラインで紹介しましたが、私は特にいじめによって身体、生命が危ぶまれる、いじめによって長期に不登校になる、こういう重大事態について問題にしているのです。こういう重大事態は法律で規定されているのだから、きちんと責任を持って、学校、県教育委員会が調査をする。そして、本当に再発を許さない学校をつくっていく。そういう姿勢がないから、父兄の言葉をいいことにして調査もしない。それは学校の敗北なのです。いじめの重大事態が起きてても調査もしない、いじめた子供を指導もしない、周りの子供にも知らせない、これはいじめを隠すだけの話でしょう。はびこるだけの話です。そして、そういう学校にどうして被害生徒が戻りますか。戻れるわけがないではないですか。

そして、4件では、生徒を全く調査をしなかったものです。他の事例も読みましたが、いじめの当該関係者だけを調査しているのが多い。そうではなく、先ほども言ったけれども、いじめというのはいじめに直接かかわった子供だけではないのです。いじめを見ている子供も、はやし立てる子供も、そして黙認している子供もいるのです。だったら、そういう子供たちも同じ気持ちでこの問題を解決して、克服していくというふうにしなかったら、本当の意味で解決されないのではないですか。

県内の小学校でも勇気のある校長先生がいるのだと思ったのですが、いじめから、わが

子を守る具体策という、これはある校長先生が父母のために書いた本なのです。これは大津の事件を契機に、衝撃を受けて書いたものです。私は直接その校長先生にお会いして話も聞いてきました。ここで、この校長先生はこう言っているのです。今のいじめというのは見えにくい。学校の先生に隠れてやりますから、見えにくい。もう一つは、いじめる子に罪悪感がない。みんなで寄ってたかって、自分がやっていることはちょっとだけだと、罪悪感がない。だから、深刻になりやすいと言っているのです。本当によく事態を見ている先生なのだと思います。

この解決方法というのは、やはり本当に先生も生徒も一緒になって、事実を明らかにして、その事実の重大性を共通認識にして、いじめを許さない学校をつくる以外にないではないですか。そういう意味でいくと、重大事態が起きているのなら、その学校こそ今後のモデルにならなくてはならない。それを隠蔽するようなことになったら、解決にならないと思います。

教育長に聞きましょう。私は、いじめの重大事態というのは、本当にいじめ防止対策推進法とそのガイドライン、この精神に立って、事件が起きた学校こそ真剣に対応するということが必要だと思うけれども、いかがですか。

○高橋教育長 このいじめ問題につきましては、これまで法律の制定、国におけるガイドラインの策定、それから基本的な方針、それを踏まえた各自治体の方針等、それから学校の方針等も定めております。その原理原則に立って、しっかりと対応していくということがまずもって求められていると思っております。子供たち一人一人に寄り添った教育をしっかりとやっていく、いじめられた子供をいかに学校生活を送られるようないい環境を取り戻すかということ、これが学校教育に求められている極めて大きな課題だと思っております。今いただいたお話等を十分踏まえて、しっかりと対応していくということを基本にしつつ、当事者の子供、それから保護者も含めまして、十分な意思疎通を図りながら、適切な解決策を見出すように努力していきたいと思っております。

○斉藤信委員 私は、ここで二つ提言をしたい。一つは、このいじめ防止等のための基本的な方針にも書かれていますが、こういう重大事態については、事実、結果について教育委員会会議に報告する。もう一つは、せっかく第三者委員会をつくったのだから、第三者委員会にきちんと報告をする。そして、全県的な教訓にしていく。私はこの二つはきちんとやるべきで、事務局で対応するだけの話ではないと思っておりますけれども、いかがですか。

○菊池生徒指導課長 いじめの重大事態にかかわった各学校間の報告につきましては、教育委員会定例会後の協議会で委員に御報告を申し上げているところでございます。それから、二つ目の第三者委員会による検証でございますが、県の基本方針の策定にかかわること、それから重大事態にかかわること、そしていじめ全般にかかわることも所掌事項としておりますので、その部分を踏まえながら今後対応していきたいと思っております。

○斉藤信委員 今、ちょっと気になったのですが、教育委員会の協議会に報告をしていると。協議会というのは議事録が残らない、正規の会議ではないのです。私は正規の会議に

きちんと報告すべきだと思います。そうすれば、教育委員会としてこういういじめの事件について、どういう議論があって、どう対応しているかわかるでしょう。そうすべきだと思いますよ、教育長。

○高橋教育長 教育委員との意思疎通の場、これは教育委員会会議を中心としつつ、また別途協議の場を設けながら情報共有に努めているところがございます。それで、話し合いの際には、個人情報等を明らかにしなければ、なかなか議論が進まない、意見交換が進まないということもございまして、協議会の場も活用いたしておりますが、全体像については、個人情報に十分留意した中で、どのような情報の提供等ができるか、研究させていただきたいと思っております。

○斉藤信委員 教育長もガイドラインを読んでいると思うけれども、こう書いています。調査結果の報告、地方公共団体の長に対して報告、説明すること。その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として扱うことも検討すること、こうなっているのではないですか。きちんと教育委員会会議において議題として取り扱うこととなっているのです。中途半端なことではなく、このとおりしっかりやってください。どうですか。

○高橋教育長 今ちょっと手元にガイドラインがなく、確認しないまま答弁いたしました。そのようなことがあるのであれば、そのあり方をしっかり検討させていただきたいと思えます。

○田村勝則委員 斉藤委員が聞いていました子供が不登校に陥った案件ですが、おおむね私は斉藤委員がおっしゃることに賛同するところなのですが、実際学校現場がそういう雰囲気になっていたのではないか、いろいろな案件の中で根底にそういう状況があるというのは、私自身も本当に危惧するところがございます。

そこで、端的に三つだけ質問します。事件を知ったのはどういう状況だったのかというのを改めて確認したい、きっかけですね。

あと、今度の処分に対して教師はどのような対応したのかということをお聞きしたい。

生徒が不登校に陥ったということでしたが、それはもう回復したのかということも確認したい。やはり自治体があるわけですが、その教育委員会の対応は一体どういう状況だったのかと。

これだけ高橋教育長が一生懸命、今までもいろいろな発信をしてきている中でこのような事件が起きるといのは、本当悩ましいと思うのです。そういうことも本当に強く感じるの、改めてもう一度お聞きしておきたいと思えます。

○荒川小中学校人事課長 まず、教師の執拗な威圧的な指導が始まったのは9月末のことで、10月10日にこの子供が学校を欠席します。そこから教師が家庭訪問等をして、教師のこういう指導で学校に行けなくなっているのを知ったということで、10月10日に子供が欠席したことをきっかけに学校が知るようになります。

次に、その処分を受けた教師ですが、今停職処分です。自宅にいると思うのですが、深く反

省しているのですが、自分が教師に向いているのかどうか、自問自答している状況にあるという報告を受けております。

それから、三つ目、その児童の回復状況でございますが、いまだに学校には登校できない状況ですが、今回のこの処分が公になって、マスコミ報道等もされて、子供もそれを聞いて知っています。その後校長先生に対して、学校に行って校長先生と雪合戦をして遊びたいというような手紙をよこしたということで、まだ学校に登校というところまではいっていませんが、少し前向きな状況にはなっております。

先ほどこの教師は停職と話しましたが、この学校に置いておくこの子供もまた登校できない状況になりますので、停職が明けましたら配置換えをし、こういう不適切な状況を二度と起こさないようにしっかり研修をさせたいと考えております。

市町村教育委員会は、10月10日、子供が休んで1週間後ぐらいに学校から報告を受けましたので、校長を指導しながら、教育委員会も一緒になって対応しています。この保護者も学校の校長に相談しているのですが、教育委員会にも相談しています。教育委員会にも直接行って、一緒になって子供の登校に向けて努力したということでもあります。

○**田村勝則委員** 一般論として、今の事案のような本当に些細なこと、例えば子供が廊下を走ったことへの対応が逆に先生に対する信頼関係を高めるいいきっかけにもなる事案なのです。そういう意味では、やはりチームワークで対応しなければならない。叱る先生もいれば、それをフォローする先生もいるという状況をつくり出していないと、子供たちがどんどんつまづいていきますし、それを見ている子供たちはまたどんどん委縮してしまって、やんちゃな部分も、個性も失われていく。何にでも喜怒哀楽を示せないような子供だけが育っていったらだめなのです。天才というのは、少しはみ出していないと育たないわけですから、そういう意味で、現場でしっかりと話し合っただけで対応していかねばいけないのでしょう。ここ以上に現場がしっかりと議論するぐらいの対応で、真摯に現場がもう少し、人ごとにしないで、自分たちのこととしてしっかりと受けとめていただくような指導をぜひお願いしたいと思います。

先ほどの教師の言い分の、自分が向いているのか、向いていないのかというのはこれからの話です。その先生は、そのときの対応が、自分が正しかったと思っているのか、いや、やっぱりちょっと行き過ぎたのかと思っているのか、私はそこが子供を立ち直らせるかどうかの分岐点ではないかという感じもするのです。その不登校の児童は、学校へ行きたいという発信をしてきているわけですから、しっかりと対応して、私は頑張っていたきたい。現場の先生方がやはりしっかりと考えて対応していただくべきではなからうか。保護者、学校、地域があるわけですから、そういうものをうまく活用して対応していくことが大事なのだらうと思います。教育長、本当にいつも私は同情申し上げるところが強いわけですが、そのような対策も含めて、現場にしっかりと発信をしてもらうことが大事だと思うのです。先生の点だけ一つ聞いて、あとは教育長の所感を聞いて終わります。

○**荒川小中学校人事課長** この教師は手のかかる子供に対して力で抑え込むような指導

をする教師だったので、自分の思うとおりにやれないのは子供が悪いのだと、威圧的に指導していたのですが、子供が不登校になって初めて自分の指導を振り返って、反省している状況にあります。

○高橋教育長 教員に求められる資質でございますが、先ほど斉藤委員からも話ございましたが、子供たちの人格の完成を目指すために、それを支援していくというのが学校教育の大きな役割ですし、それを現場で日々実践しているのが教員です。子供たちがさまざまな社会の一般的なルールからはみ出すということはもちろんあることで、それをしっかりと導いていくということと、教科指導の力ももちろんありますが、人間性を育てていく、教員が子供たちに対して包容力を持った接し方をするということが極めて大事だと思っております。

個人的な例を申し上げて大変恐縮なのですが、年をとり同級会をやったときに、面倒を見てもらった先生が、いつまでも先生、先生と呼ばれるのです。その先生たちも若いときにしっかりその子供に向き合った。それが教員のあるべき姿だと思っております。今回の教員は、実は教員になってまだ若いということもございまして、学校教育、大学で学んだことが全てという行動をしていたこともございまして、なかなか上司、同僚の声を聞き入れない。結果的にこういうことがあって、それを深く反省しているということです。将来がありますので、しっかりと教育しながら、その適性を見極めて、大丈夫となったときには今回のことを十分反省させながら、ソフトランディングさせるようなことも含めて、教員の育成に当たっていきたいと思っております。

○小西和子委員 心が痛いです。私は担任になったときは、一番先とにかくそのクラスの子供全員を大好きになることから始めました。そして、保護者にも、不満はあるだろうけれども、子供の前で担任の悪口は言わないで、直接私に言ってくださいと言いました。信頼関係を失えば、もう教育は成り立ちませんので、そうやってまいりました。若い教員がどうしても力で抑え込むような教育をやってきたのか、それまでに教えてもらえるような場はなかったのか。でも、大学時代に優秀な人というのは、子供が悪いのだと必ず言いました。そういう同僚もいましたが、全職員と一緒に考えて、授業も組み立ててやったこともございます。

今、教職員の働き方改革というのが社会的にもクローズアップされているところですが、文部科学省の調べで、過労死ラインの超過勤務が月 80 時間を超えている中学校教職員は 57.7%、小学校では 33.5%いるというこの現実。そして、2020 年に指導要領が改訂になって、さらに忙しくなることから、働き方改革ということが言われているわけです。文部科学省は必死になって、何度も何度も通知を出しております。

そこで、まず、2月9日に文部科学事務次官の通知を受け取ったと思いますが、県教育委員会はこれをどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

○永井教職員課総括課長 教員の働き方改革に関する文部科学省次官通知の受けとめについてでございますが、県教育委員会としてはこれまでも教員の勤務関係、多忙化に関す

る議論につきまして、中央教育審議会での検討、昨年8月の緊急提言、12月の中間まとめ、これらの趣旨を踏まえながら、働き方改革に向けた取り組みの実施、あるいは今後実施していくことを考えているところでございます。

当該事務次官通知につきましては、3点ポイントがございまして、学校における業務改善、改革と、それから勤務時間管理の徹底、そして働き方に関する意識改革、この三つが大きな項目になっております。いずれも学校におけるこれまでの働き方を見直して、先生が生徒一人一人にしっかりと向き合える教育活動を行えるような取り組みを徹底するということを求めているところでございます。

県教育委員会としても、今般の通知をしっかりと受けとめて、負担軽減の取り組みを主体的に進めていきたいと考えておりますし、各市町村教育委員会に対しましても、こういった県教育委員会の姿勢、考え方を示しながら、ともに取り組んでいこうと、各学校への周知も含めて、2月16日に各市町村教育委員会等にもお知らせをしたところでございます。

○小西和子委員 タイムカード、部活動指導員、スクールサポートスタッフという予算を計上していますが、それ以外に具体的にどのように学校の働き方改革を進めていくのか、スケジュールもあわせてお伺いします。

○永井教職員課総括課長 今後の取り組みについてでございます。タイムカード、部活動指導員、スクールサポートスタッフについては、きょうのこの委員会でも取り上げていただいたところでございますが、これまで取り組んできている事項も多々ございますし、来年度は小学校5年生における少人数学級の導入ですとか、県立学校における学校閉庁日の設定、あとこれも県立学校になりますが、教員の事務負担の軽減のための公務支援システムの改善などを行ってまいりたいと考えております。また市町村教育委員会とともに、教員の業務の改善を地域と一緒にどう考えればいいのかという実証研究も、県の予算で実施したいと考えているところでございます。

また、冒頭、委員から過労死ラインというような、超過勤務が月80時間超えのお話もございましたが、職員の健康確保推進策ということで、メンタルヘルス対策に重点を置いた取り組みを進めてまいりたいと考えております。こういった取り組みを体系的に取りまとめた働き方改革プラン、これはまだ正式名称は決まっておりますが、これをできるだけ速やかに策定いたしまして、学校関係者、地域の皆さんの御理解をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

○小西和子委員 通知の2ページにあります、各都道府県教育委員会におかれては、市町村教育委員会に対して十分な指導、助言に努めていただくということですので、市町村立の学校はそれぞれ違うということはないように、改めて申し上げておきたいと思っております。

次に、部活動指導員については、先ほど郷右近委員が質疑しましたが、私からも質疑をさせていただきます。高校、中学校、それぞれの人数、それから時間、週3回2時間ということでしたが、年間の時間等についてもです。報酬はどのくらいなのか。それから、現状では手を挙げている教育委員会はどのくらいあるのかということもお伺いしたいと思

います。

○荒木田保健体育課総括課長 週6時間、年間35週、報酬につきましては1時間当たりの単価を1,600円で積算して進めているところでございます。これから市町村に意向調査をかけまして進めてまいります。

人数ですが、全市町村に対しての配置を考えておりますが、市町村立中学校に対しては57名、県立中学校、そして県立高等学校で32名、計89名を考えております。

○小西和子委員 これから意向調査を行うということですから、実際動き出すのは4月ではなく、もう少し時間を置いてからということですね。後からスケジュールもお聞きしたいと思います。

先ほど教育長がお話ししましたように、学校現場では部活動指導員の柔軟な対応を望んでおります。例えば1日2時間という、午後4時から始めると終わるのは午後6時です。もう時間外勤務になってしまいます。練習試合だと6時間、大会だと8時間は必要ですよ。そこでも部活動指導員に活躍していただけるようにしてほしいという話でした。それから全国とか東北大会での部活動指導員による監督引率を認める方向で動いているということでございますので、中学校体育連盟になるかと思いますが、県でもその要綱をつくっていかねばならないと思いました。

それから、部活動を過熱させないための取り組みです。大好きな人っていますよね、部活動。そこで、やはり部活動指導員の設置要綱をつくらなければならないと思ひますし、任用の条件整備、部活動を過熱させないような研修も必要だと考えます。細かいことを言いますと、引率のときに、何か事故が起きたり、けががあったときはどのように対処して、どこが責任を持つのかということもあろうかと思ひます。部活動指導員について、学校現場では柔軟な運用が必要であるということ、それから部活動を過熱させないための手だてをあわせて伺ひます。

○荒木田保健体育課総括課長 部活動指導員の運用につきましては、先ほど時間数はお示ししましたが、それぞれの学校の事情、文化部であったり運動部であったり、施設の設備であったり、さまざまな実態がございますので、それを把握した上で部活動指導員が活動しやすいような運用を図ってまいりたいと考えております。また、そのためのいろいろな条件整備もしていきたいと思ひております。

あと、部活動が過熱しないための手だてにつきましては、委員御指摘のとおり、研修も大事だと考えております。また、部活動指導員の設置の趣旨については、働き方改革がありますので、やはり行き過ぎた部活動にならないことや部活動の狙いを理解していただくための研修、そして部活動を適正に行ってもらうように、学校、保護者との連絡、合意形成を図るような連絡会議を持ちながら進めていくことを考えております。今月中にまたガイドラインが出ますので、それを参酌しながら適切な部活動に努めてまいりたいと思ひております。

○小西和子委員 今総括課長が大事なことをおっしゃいました。これは働き方改革から出

てきたのだということを忘れないでということ。保護者や地域の方に理解していただくためにも、それが根っこなのだということを言い続けなければならないと思います。

国の補助は限定的な4年計画で、長期的に見た場合、予算の裏づけが必須な本制度の拡充はまだまだ不透明であるということは、共通理解をしておかなければならないと思っております。

最後に、ジョブローテーションについてお伺いいたします。異動の状況を見てみますと、非常にアンバランスである。これは当初の計画どおりなのか、まずここをお伺いしたいと思います。

○永井教職員課総括課長 委員御指摘のジョブローテーション、いわゆる学校事務職員の人事異動に関するローテーションのお尋ねかと思いますが、人事異動につきましては、人材育成という観点から、非常に重要なことと考えておりまして、一定の方針に従いまして計画的に進めるということでこれまでやってきております。新採用時から多様な校種や分野を経験させて、幅広い視野、知識を身につけ、資質向上を図りながら、その中でそれぞれの職員の適性を見つけて、計画的な人事異動を実施しております。人事異動の人数につきましては、毎年状況も異なってまいりますが、若手職員につきましては小中学校、県立学校の事務職員、それから事務局という、大きな県教育委員会の中の事務職員の配置ポジションを経験できるように、配置に努めている状況でございます。

○小西和子委員 事務局、つまり知事部局ですね、そこからこの3年間でたった6人しか県立学校に行っていないですね。小中学校には1人も行っておりません。県立学校からは事務局、知事部局には4人、小中学校には13人です。小中学校ですと、知事部局に10人、県立学校に19人も行っております。小中学校は1人職場が多いわけですが、近隣の学校の事務職員等がせつせと育てた、これからだという人材を持っていられるのです。本当にこれは何のためにやっているのかということなんです。

そして、二つ目に行きますけれども、中間まとめには教員の業務を事務職員にという記述がたくさんあります。これは事務職員に、これも事務職員にと書いております。これまで以上に事務職員の業務がふえるということは、火を見るよりも明らかです。ですから、熟知しているそれぞれの校種、小中学校なら小中学校、県立学校なら県立学校の間での異動とすることで、負担軽減を進める中間まとめに合致するのではないかと。これは学校における働き方改革です。事務職員だって学校の職員です。これを多忙にするようなジョブローテーションは、どう考えてもおかしいと思います。

そして、小中学校は、少なくとも私が働いた学校はチームでやっておりました。チーム学校という言葉が生まれる前からみんな一丸となって、それぞれ対応してきました。例えば私が最後に担任をした生徒の中にアスペルガー症候群の生徒がいました。今は美術大学に行っております。その生徒は、コミュニケーションがなかなかうまくとれないのです。そのときに事務職員が、昼休みに一緒にサッカーをやってくれるのです。その生徒は満足して、汗かいて戻ってきたりして。元気な子供が大勢おりましたので、私はそっちにも目

も手もかけなければならなかったので、その事務職員は、そのアスペルガー症候群の生徒を見て、一緒に遊んでくれて、その生徒も満足していた。そういうふうには小中学校は、これは事務職員の仕事でこっちは違うということではなく、みんなで動いております。

それから、事務職員の仕事は楽だと思っている方がいらっしゃるかもしれませんが、とんでもないです。例えば盛岡市内の事務職員は、大きな学校ですと、朝から晩まで訪問する方や電話があるのです。だから、勤務時間内はもうその対応に追われて、なかなか自分の仕事ができないで、終わって静かになってから自分の仕事をしたり、土日にも出て仕事をしたりという勤務の仕方でありまして。それから、盛岡市の事務のやり方は、盛岡方式というのでしょうか、他の市町村とは違いまして、みんな苦勞しているのです。すごくストレスがたまって、ある人などは盛岡市立の学校に勤務していたときは糖尿病が悪化したのだけれども、ほかの市町村に移った途端に回復したそうです。そのくらいストレスがたまるようなやり方をしているところもあります。

つまり自分の仕事だけでも大変な、なれないところに行った場合には、多忙化を促進することになります。人材育成、人材育成と言っていますが、私は小中学校で十分人材を育成して、これからリーダーになってもらえる事務職員を剥いで連れていかれるのは非常に不満であります。

それぞれの校種、小中学校、県立学校での異動とすることで、この狙いに合致するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○永井教職員課総括課長 まず、先ほどの知事部局というのは県教育委員会の事務局ということで、本庁ですと教育事務所との交流ということでございます。

それから、中間まとめについての事務職員の見解でございますが、まさに委員御指摘のとおり、中間報告及び今般の文科省2月9日通知の一番が業務改善ということで、項目のほとんどトップに事務職員の校務運営への参加という項目が盛り込まれております。委員御指摘のように、事務職員が過度に業務をすることにならないように、いわゆる事務長制度ですとか、共同事務室の活用等を図りつつ、また採用から研修を通じて事務職員の資質、能力、意欲を向上させるというのは極めて重要だという指摘がございます。また、チーム学校も御紹介いただきましたが、やはりチーム学校としての専門スタッフと役割分担、事務職員、それからもちろん教員もそうですが、スクールカウンセラー、スクールワーカー、部活動指導員といった多様な力を合わせて、まさにチーム学校として学校運営に取り組んでいくということが示されております。

今般の平成30年度の定期人事異動の方針にも、チーム学校、働き方改革を明示した上で進めていくところがございますので、そういった考えの中で、ジョブローテーションによって配置された各職場におけるOJTや研修は必須であって、大変重要なことだと考えておりますので、当該職員には多様な経験を踏んで、さらにステップアップをしていただき、その中で小中学校の適性があれば、小中学校に配置ということもあると思いますし、また別の職場に配置ということもあると思いますので、希望の分野や、さまざまな状況を聞き

ながら、職員の配置について今後とも対応してまいりたいと考えております。

○**小西和子委員** 小中学校でも事務長を置くようになりました。やはりその職務に精通している職員が必要です。ですから、事務局や県立学校に転勤するよりは、小中学校での業務に精通するような仕事の仕方をしたほうが、将来事務長となったときにも力を発揮できるのではないかと思います。ある特別な例でしょうと言われればそうですが、小中学校から県立学校にジョブローテーションで回された方が、なかなかその職場になじめない。そして、心を病んで、とても大変だったのです。そういうこともあります。人材育成と言いますが、このジョブローテーションにはさまざまな課題があるということを認識して見直していくべきだと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○**高橋教育長** ジョブローテーションの考え方につきましては、先ほど教職員課総括課長から申し上げたとおりでございますが、これは職員団体ともさまざまこれまで協議、事務職員の勤務条件のあり方など、幅広い議論の中でこのジョブローテーションを導入した経緯もございます。ただ一方で、委員がおっしゃられるように、それぞれの職員が持つ能力を最大限発揮できるような組織管理、人事管理を行っていくというのが基本だと思いますので、管理職を通じた人物評価等、それからそれぞれの職員の意向等も十分踏まえながら、人事異動等については適切に対応していきたいと考えております。

○**小西和子委員** 割合からそうなのだとわれればそうですが、なぜか小中学校が事務局に10人、県立学校に19人と、県立学校は17人のところを小中学校は29人も動いております。事務局から動いているのはたったの6人。この制度がなくなれば一番いいのですけれども、このアンバランスさをまず是正することを要望して終わります。

○**千葉進委員** この前の教育長の演述の、6年生を見越しての小学校の5年生への35人学級導入という英断に対しては、敬意を申し上げたいと思います。そしてまた、先ほどの話を聞いて、私は高校教員だったので、内心じくじたるものはあるわけですが、その辺は後で話をさせていただきたいと思います。

先ほどの郷右近委員、あるいは小西委員から話がありました部活動指導員について、確認ということで質問させていただきたいと思います。まず、今後の流れを確認させていただきたい。きょうから3月になりました。3月に人事異動があつて、4月になって、新校務分掌が発表されて、管理職も新しい方が来るので、その人たちに対しての説明から始まるのではないかと。部活動指導員をどうしていくのかを踏まえた後で、現場で管理職が各教職員に対して、部活動指導員とはこういう制度だと説明することになると思います。それから、6月、7月に動きが出てくると思うのですが、その際には先ほど小西委員からの話にあつたとおり、要綱的なものをきちんと出せる予定でいるのか、まずお願いします。

○**荒木田保健体育課総括課長** 予算が成立しまして、本格的に事業を展開するわけですが、今、国の要綱案とガイドラインが出まして、そういうものを参酌して県の要綱などの整備を進めているところでございます。できるだけ早い時期にスタートしたいと思いますが、やはり4月スタートは難しいかと思っております。ただ、学校の働き方改革につながる動

きもできるだけ早い時期に進めていきたいと思っております。

○**千葉進委員** 特に県立学校の場合にはタイムカードも導入されるということで、今まで結構頭がかたくて、教職員の多忙化に対して目をつぶっていた人も、きちんと話ができるのだらうと思うのです。ただ、部活動指導員については現時点でもいろいろ聞かれていますので、今後も質問が出るかと思うのです。例えば引率はどうなるのか、生徒たちに何かがあった場合の補償はどうなるのか、さらには部活動は1日2時間と言っていますが、例えば土曜日、日曜日などだと、午前中に9時から12時まで3時間やった場合はどうするのか、あるいは午後1時から5時までだとできないか、さらには大会出張などがあると、2時間なんて枠ではとてもできない、というように、細かい質問が当然出てくると思うのです。それに対してきちんと対応できる要綱をつくってほしいということと、教職員の意識改革をぜひやっていただきたいという部分を確認させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○**永井教職員課総括課長** 部活動指導員につきましては、委員から御指摘いただいた、引率の場合の服務上の取り扱いですとか、万が一の事故が起きた場合の取り扱い、その場合の災害補償、通常の公務員であれば公務災害となると思いますが、部活動指導員にどういったものが適用されるのかということで、任用の期間、給与、それから勤務日、その他検討すべき課題が非常に多くございます。これらにつきまして、ほかの非常勤職員、県教育委員会ですと、スクールサポートスタッフ、あるいは高校ですと学校徴収金会計担当の非常勤職員など、勤務形態は違いますが、多くの職員がおりますので、こういった非常勤職員の制度との整合性も配慮しながら、部活動指導員の設置趣旨ですとか、業務特性に応じて活動しやすいような、先生方が、あるいはスタッフが困ったりしないように、いろいろなケースを整理をして、要綱、あるいはQアンドAのような手引書を早い時期に整備して、保健体育課、担当ともどもしっかりと周知をしていきたいと思っております。

○**千葉進委員** それはぜひよろしくお願ひしたい。特に県でそれをやらない限り、市町村はなかなか動きがとれないかと思ひますし、非常勤職員に対する対応のみならず、学校現場の教職員の意識改革を念頭に置きながらやっていただきたいと思ひます。

それから、きょう3月1日は、多くの高校では卒業式で、担任の先生たちは多分それぞれの生徒の3年間のことを思いながら参加していると思ひます。来週には高校入試が始まっていくわけですから。今回入学してくる生徒たちは、新しい大学入試を受ける予定の生徒たちですが、大学入試改革は、見えない部分があります。なおかつその2年後からは高校では新しい学習指導要領を導入。現時点でいろいろ新聞等で書かれている内容では、私もわからない部分があるのですが、今回の指導要領で大きく変わる、あるいは教科的にこうだということのを、岩井教育次長のところでないと多分詳しく分からないと思うので、示してくれませんか。

○**岩井教育次長** 委員御案内のとおり、4月の新入生からは新大学入試を受けることとなりますが、それとあわせて学習指導要領も、小中学校は去年3月に告示されましたが、高

校の学習指導要領がこの3月に告示される予定であります。

学習指導要領の改訂の背景として、これから世の中が大きく変わることがあると言われております。AIがよく引き合いに出されますが、技術の進歩や社会環境の変化が見込まれる。その変化がこれまでに比べてすごい速さで進んでいくということで、そういった時代をこれからの子供たちが生きていく、創造、切り開いていく上で、求められる資質、能力がこれまでとまた違ってくる。そういった資質、能力をこれから育てていくために学習指導も変わるわけです。これまでも学習指導も変わってきたのですが、高校で言えば大学入試がありますが、大学入試が変わらないために、そんなに意図したほど変わってこなかった。そういう反省の上に、今度は大学入試も変え、三位一体で、高校の教育内容も、そして大学の教育内容も変え、そこの接続の部分の高大接続、いわゆる大学入試を変えて、三位一体で変えることで、社会へつないで、これからの子供たちに社会を切り開いていく資質を育てようと、今回一番大きな狙いはそこにあると思っています。そういったことで、高校の学習指導要領の内容は、今まで余り大きな変化なかったのですが、教科が新設されるなど、今回の改訂は小中高通して見ると、高校が一番改訂が大きくなっております。

一昨年、主権者教育など、より社会とのつながりを重視した学習内容が意識されていて、公民であれば公共という科目が新設されますし、歴史も、これまで世界史、日本史とばらばらといいますか、それぞれ系統立てて習ってきたのですが、それを融合させて、もう少し俯瞰して歴史を学ぶ。地理ももっと俯瞰的に学んで、その知識を生活、社会に結びつけられるようにという意図で内容が改編されます。そういったところをこれから学校でも考えて、高校は特に一方通行の講義調の授業が多いと言われてきたわけですが、学び方も大事ということで学び方、それから学んだことによって何ができるようになるのかと、社会とのつながりも見据えた上で授業をしていく必要があります。教員も多忙化にならないように配慮しながら、授業のやり方を考えていく必要がありますが、そういったことに留意しながら、これから新しい学習指導に、あるいは大学入試に県教育委員会としても対応していく必要があると考えております。

○千葉進委員 これでも最後になるかと思えます。大体はわかるのですが、非常に私の中で気になっているのが、書くという部分です。国語で見たときに、必ず書くというものがふえてくると思うのです。それを採点するのがどこになるのかとかという問題も出てくると思うのです。それから、きのう、おとといの新聞では、大学生の読書量がゼロが五十何%で、その分スマートフォンとかコンピューターに目を通しては、1日何時間、5時間ぐらいという人もいるというようなことでした。読む、書くの部分が求められているにもかかわらず、読むという行為がされていない。そういうところで、入試がどうのこうのということを言われたとき、きっと厳しいのではないかということから、図書館に話を持っていくということを次回はやりたいと思っていますので、きょうはここまでにしますが、とにかく高校は学習指導要領と入試制度が変わる。そして、若者たちの読書という部分が課題になっていくと思いますので、ぜひそういったところを今後意見交換しながら進めて

いきたいので、よろしくお願いします。

○高橋孝眞委員 教師の経験がありませんので、具体例はなかなか話できませんが、簡潔に質問したいと思います。先ほど斉藤委員、田村勝則委員が関連で言いましたが、教員の処分の関係です。処分になったということは、非常に残念だと思うわけですが、具体的な流れにつきましてはその対応等についても先ほど斉藤委員が話されたわけですが、廊下を1回走った。そのたった1回だけのことでその教員は行動を起こしたのか。以前からそういう問題行動を起こしていなかったのか。廊下を何回も走って、何度も注意をしたのだけれども効果がなく、教員が爆発してしまった、ストレスをため込んでやってしまったというようなことはなかったのか。そういう点についてどう教員からの聞き取りをしているのか、ひとつお願いしたいと思います。

○荒川小中学校人事課長 元気な子供でありましたが、特に問題になるようなことはないと考えております。今学校に来られない状況で、両親も非常にナーバスになっておりますので、これ以上この被害を受けた子供の状況をこの場で言うことは慎みたいと考えております。そこについては勘弁願いたいと思います。

○高橋孝眞委員 そういう意味合いから伺いますと、以前からそういう行動があったのではないかと思うわけですが、たった1回だけで、注意をして反省文を書けということはないのではないかと思うのです。そうすると、教員として、若干問題はあったかもしれないし、それから校長の問題もあるのかもしれない。企業で言いますと、50人以上従業員を雇うことによって、多分労働安全衛生法だったかと思うのですが、ストレスチェックをすることになっているわけですね。ストレスチェックは、教員だって多分該当になると思うのです。そういうようなものがあると、今のようなことを少なくすることができるのではないかと感じるわけですが、その点については、当局としてはどのような対応をされているのでしょうか。

○永井教職員課総括課長 市町村立小中学校におけるストレスチェックの実施体制でございます。ストレスチェックは、ちょっとデータは古くなりますが、昨年度、平成28年度は33の市町村のうち24の市町村が実施していると聞いております。また、平成29年度、31市町村が実施をすると、年度当初の段階で計画していたと聞いておりますし、残りの2市町村も、その時点で検討していると報告を受けておりますので、何らかの形で平成29年度中にほとんどの市町村の小中学校においてもストレスチェックがなされているものと承知しているところであります。

いずれメンタルヘルスの対策は非常に重要でございますし、多忙化、負担軽減ということでもストレスチェック、メンタルヘルスの支援体制は極めて重要だと思っておりますので、ストレスチェックを活用しながら、トータルでの健康管理、健康確保について、今後とも進めてまいりたいと考えております。

○高橋孝眞委員 やはり、その場所で従業員が50人いませんとせばそのとおりのかもしませんが、せつかく職員として採用して仕事をしていただきながら、それをカバー

するための人がいなければいけないというのは、お互い損失ですので、十分そういう点を考慮しながら、これから対応していただければと思います。教育長は何か話をしたいようですが。

○高橋教育長 民間企業もそうですが、学校組織もそうです。いずれ組織運営をするに当たって、人はまさに財産で、その資質向上に努めることも大事ですし、教職員の状況をしっかりとみんなで確認し合うことによって、組織パフォーマンスを向上させることができていくと思っておりますので、ただいまの委員の御意見等十分に踏まえながら対応させていただきたいと思えます。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければこれをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席をされて結構です。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。初めに、議案第 65 号公立大学法人岩手県立大学定款の一部の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○佐藤総務室特命参事兼管理課長 議案第 65 号公立大学法人岩手県立大学定款の一部の変更に関し議決を求めることについて、御説明申し上げます。

議案（その 3）の 1 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております説明資料により御説明させていただきます。

まず、1 の提案の趣旨についてであります。岩手県立大学定款の一部を変更するため、地方独立行政法人法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2 の定款変更の内容であります。地方独立行政法人法の一部改正に伴い、定款で定める監事の任期を変更しようとするものでありまして、現行の 2 年を参考の②に記載しております定款の新旧対照表の変更後の下線のとおり改めるとともに、あわせて所要の整理をしようとするものであります。

次に、3 の施行期日であります。地方独立行政法人法の施行日であります平成 30 年 4 月 1 日とし、また現在の監事の任期が平成 31 年 3 月 31 日まででありますことから、所要の経過措置を講じようとするものであります。

なお、参考①、冒頭の 1 の提案の趣旨の下のところございますが、参考の①の地方独立行政法人法第 8 条のとおり、総務大臣の認可を受ける必要があります、今般議決をいただこうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質問はありませんか。

○高橋孝眞委員 国が法律で変えていくということ、そのとおりになるわけですから、これに反対をすることは無いのですが、少し教えてほしいと思えます。社会福祉法人や、会社法ですと、役員任期は 2 年以内になっているわけですから、ところが、今回、監事は 4 年と、

長くなってきています。監事の任期の2年を4年にするというのは、そのとおりなのかもしれませんが、他の役員については逆に短くしてよかったのではないかと思うのですが、その点はどういうような検討がされてこうなったのか、教えていただければと思います。

○佐藤総務室特命参事兼管理課長 監事以外の任期ということでございます。現在県立大学の場合は、理事長と理事が4年、副理事長、これは県立大学の場合、学長と兼ねることになっておりまして、法人の規定で定めております学長の任期によるということで、これも4年間としているところでございます。今回地方独立行政法人法の改正によりまして、今回この理事長、理事の任期につきましては、4年か中期目標の期間、県立大学の場合6年間のいずれか長い期間について定款で定める期間とするという法改正がなされております。4年にするか、6年にするかにつきましては、4年を超える任期とした場合、設置者である知事の任期、4年ですが、この4年よりも長くなってしまふ。知事が役員の任命に関与できない期間ができてしまふ。あるいは議会の同意が必要な委員で4年を超えるような任期を定めているものがない。また、他県の公立大学法人では、4年を超えるような任期の設定の動きがないといった点から現行どおりという判断をしたものでございます。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第67号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係を議題とします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼総務室長 議案第67号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第6号）中、総務部関係の予算について説明いたします。

議案（その4）の9ページをお開き願います。表の1番上、第10款教育費、第9項私立学校費が2億4,566万4,000円の減額となるものであります。

補正予算の内容については、予算に関する説明書により説明いたしますので、お手数ですが、予算に関する説明書、平成29年度の205ページをお開き願います。第9項私立学校費、第1目私立学校費であります。説明欄の上から三つ目、私立高等学校等就学支援金交付金、次の私立学校運営費補助など、教育費の負担軽減、私立学校の安定経営を図るた

めの交付金等について、交付額の確定等に伴い減額等を行おうとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議なしと認めます。よって本案は原案を可とすることに決定しました。

以上をもって総務部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○ハクセル美穂子委員 簡潔にお聞きしたいと思いますが、県立大学では、来年から、学科改編によって幼稚園教諭免許が保育士免許と同時に取得することができなくなるということをお聞きしております。それで、県立大学では今後幼稚園免許取得については一切考慮しないで、保育士の免許だけと考えているのか、最初にお聞きしたいと思います。

○佐藤総務室特命参事兼管理課長 県立大学の幼稚園教諭の養成課程につきましては、これまで全学レベルで検討を進めてきたところでございます。幼稚園教諭の養成課程は、平成28年11月に公布されております教育職員免許法の改正を踏まえまして、平成31年度から適用されます文部科学省が示した認定基準によりますと、特に初等教育の教員養成を主とした学科とすることが求められております。県立大学がこの認定基準を満たすためには、学科の名称の変更ですとか、教職課程の必修化、あるいは教職科目数の大幅な増加等が必要となるなど、学部学科の運営に大幅な見直しが必要とされるという状況であります。こうした大幅な見直しを行いますと、県立大学が第3期中期計画で掲げます、総合的な福祉課題に対応できる高度な専門人材の育成として必要としているカリキュラムの編成が難しくなるということで、幼稚園教諭養成課程については継続できないという判断をいたしまして、文部科学省のほうには再認定申請しないということとしたと承知しております。

なお、今後につきましては、やはり関係機関、あるいは高等学校等の関係機関に十分周知を図る必要があると考えておまして、県としても大学側にこうした点について意見を申し述べさせていただいたところです。今後大学側において、関係機関に丁寧に説明、周知が図られるものと承知しています。

○ハクセル美穂子委員 私も、国で言われた初等教育の部分で十分に対応できないということはお聞きしておりました。御説明いただいた際に、県内には岩手県立大学以外にも盛

岡大学、それから岩手大学でも幼稚園教諭の免許が取れる場所があるというお話をされました。ほかの機関でも取れるものでもあるということでしたけれども、岩手大学でも、同じような改革の波を受けて、幼稚園教諭の免許を継続することが非常に厳しいというようなお話をつい最近お聞きしました。これは、私も一般質問の最後に、斉藤委員も一般質問の中でも少し触れられたのですが、岩手県の高等教育を全体的に考えていない、保育士と幼稚園教諭を一緒に取得することすらできないような人材を育成することで、県内がかなり厳しい状態になってしまうのではないかと私をすごく懸念しております。今後、岩手県立大学単独ではなくて、例えばですが、中央教育審議会で、1法人が複数の大学を運営するようなことも考えるよう提案していますので、例えば県立大学と岩手大学などが連携して授業をしながら、幼稚園教諭免許と保育士の免許を取得できるような環境整備について協議するようなこともぜひ考えていただきたい。する、しないではなく、まず協議の段階から考えていただきたいと思っているのですが、その点についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤総務室特命参事兼管理課長 県内の幼稚園教諭の養成施設での養成数ですが、幼稚園教諭と保育士が同時に取得できる教育機関は、盛岡大学の短期大学部を初め445人程度を、定員ベースでは養成できると承知しています。ちなみに、県立大学は20名でございますし、幼稚園教諭のみの教育機関としては260名程度、合わせまして705名ぐらいは養成できると把握をしてございます。

県立大学としては、幼稚園教諭はなかなかカリキュラムの設定が難しいということで今回は断念するという形になっておりますが、保育に関するカリキュラムは継続をしていくと考えておまして、また最近では県教育委員会から要請もありますようなスクールソーシャルワーカーの育成といった部分も検討を進めていくと伺っております。

今御提案をいただきましたような、大学が連携して資格を取得していくという部分につきましては、大学側のほうにも申し伝えながら、どのような対応ができるか意見交換をしてまいりたいと思います。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆様、御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会いたします。